

## 令和3年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和3年6月15日（第5日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	久原浩文	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖彰	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建設課長	笠原政浩	会計管理者	溝口真由美
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則
農業委員会事務局長	久原正好	主任指導主事	梅木純一

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	久原雅紀
課長補佐	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

10番	吉岡英允	11番	草場祥則
-----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 溝口 誠議員

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種について
2. 新公会計制度の運用について
3. 災害時の避難計画について

2. 吉岡正博議員

1. 中学校統合再編に向けた部活動指導について
2. 地域づくり協議会の推進と支援について

3. 中村秀子議員

1. 原子力災害時の対応について
2. 農業の振興について

4. 前田弘次郎議員

1. 下水道事業整備計画と河川や水路の水質改善について
2. 文化遺産の調査と適切な維持管理について
3. 通学路の安全確保について

---

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、吉岡英允議員、草場祥則議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。溝口誠議員。

## ○溝口 誠議員

おはようございます。公明党の溝口誠でございます。

通告に従い、一般質問をいたします。

まず最初に、新型コロナウイルスワクチン接種について伺います。

ワクチン接種、まず最初に医療従事者、そして75歳以上の高齢者、そして今現在65歳以上の高齢者ということで、順次接種が行われております。その接種の状況について伺います。

## ○矢川靖彰保健福祉課長

現在のワクチンの接種状況についてお答えいたします。

白石町の新型コロナウイルスワクチン接種については、4月23日に75歳以上の方へ接種券を発送させていただき、4月26日から高齢者施設の入所者とその施設の従事者への接種、5月10日からは75歳以上の方へ、町内の医療機関により個別接種を始めさせていただきました。5月24日からは、白石町総合センターに接種会場を設けさせていただき、集団接種も開始しているところです。医療従事者につきましては、町内の指定された医療機関で3月中旬より優先接種が行われております。

御質問の接種状況については、ワクチン接種に関するシステム上での把握となりますが、6月14日現在、医療従事者の1回目の接種が1,017人、2回目の接種が814人となっております。白石町に住民登録されている施設入所者を含む65歳以上の高齢者の接種数については、1回目の接種が3,458人、接種率で43.8%、2回目の接種が868人、接種率で11%となっております。

75歳以上で1回以上接種された方に絞って接種率を申しますと、74.3%と多くの方が接種をされております。高齢者施設の巡回接種については、システムでの把握ができないため、分配したワクチン量から推測しますと、施設入所者——町外の住民登録者を含みます——の1回目の接種が343人、2回目の接種が340人、高齢者施設従事者については、1回目接種が360人、2回目接種が285人となっております。

接種された方の副反応については、現在行っている高齢者接種では、重大な副反応があったとの報告は受けておりません。医療従事者の接種では、比較的若い方に発熱、倦怠感などの副反応が多く見られるようです。

接種が順調に進んでおりますのは、町内の医療機関のおかげであり、個別接種の実施と集団接種への御協力で大変御負担をおかけしております。通常診療も行いながら、それぞれ工夫いただき、安全に、またできる限り多くの方に接種できるよう努力されていることに対し、大変感謝しているところです。

今後も医療機関と協力しながら、まずは高齢者への接種を7月末までに終えるよう努力してまいります。

以上です。

## ○片渕栄二郎議長

暑い方は、上着をお取りください。

## ○溝口 誠議員

65歳以上の接種率で、今日佐賀新聞で載っておりましたけれども、佐賀県下では1回目が49.7%、2回接種が10.7%ということで、佐賀県は全国で第1番目に接種率がいいということでした。しかし、当初接種が始まったときに、白石町では県内でも接種の率が非常に低かったということで、かなりの町民の皆様から、なぜ白石町は接種率が低いのかというお叱りがございました。そういう、なぜ当初少なかったのか、理由をお聞かせください。

## ○矢川靖彰保健福祉課長

新型コロナウイルスワクチン接種については、接種率が度々報道されているところです。白石町の高齢者への1回目の接種率は、現在全国の平均を上回っておりますが、佐賀県内の平均では下回っているものと思っております。白石町では、医療従事者の優先接種が町内5箇所の医療機関で行われました。町の規模からすると、相当多くの医療従事者への接種を行っております。この医療従事者の2回目の接種と高齢者接種が重なったため、高齢者への接種開始が1週間遅れとなった医療機関が半数ほどあります。また、各自治体それぞれの接種計画で実施しておりますが、本町では高齢者施設のクラスター防止のため、施設入所者の巡回接種に合わせて、多くの施設従事者についても接種を行いました。このことにより、一般の高齢者については接種が開始時点で県内の他市町より遅れていたものと思っております。当然ではあります。今申しました点についても計画に入れておりますため、現時点で高齢者の接種率は県平均を下回っておりますが、順調に伸びており、計画どおり進んでいると思っております。最終的には、町内医療機関の御協力を得ながら、7月末までには希望する高齢者には2回の接種を終える予定としております。

以上です。

## ○溝口 誠議員

少し安心をいたしました。それで、これまでに取り組んできました中で、浮かび上がった課題や問題点、今後改善していく点は何でしょうか。

## ○矢川靖彰保健福祉課長

新型コロナウイルスワクチン接種については、前例がない大規模な接種となっておりますので、全国的にもいろいろな問題が発生しております。現在、優先接種である65歳以上の高齢者の接種を行っておりますが、接種券の発送から申しますと、年齢を区切り分割して発送する方法と一斉に発送する方法があり、一斉に発送した自治体では医療機関やコールセンターに電話が殺到し、電話回線がパンクするなどの支障が出ているところもあります。白石町においては、まず75歳以上の方へ接種券を発送し、ある程度予約、接種が進んだところで、65歳から74歳になる方へ発送させていただきました。発送直後は、予約電話が繋がらない、かかりつけ医療機関で予約が取れなかったなど、また接種券を後から発送した65歳から74歳の方からは、なぜ早く接種券を出さないのかなどの苦情が寄せられております。まだ予約が取れずにいらっしゃる

方もおられるとは思いますが、接種券を分割して発送したことで、混乱は最小限にとどめられ、高齢である75歳以上の方から優先して着実に接種が行われているものと思っております。

次に、予約のキャンセル等による余剰ワクチン対策ですが、貴重なワクチンを無駄にしないように、白石町でも対策を取っております。高齢者優先接種の段階では、個別接種、集団接種ともに余剰ワクチンが発生した場合には、その場に接種券をお持ちの方がいらっしゃったらその方に、いない場合は、高齢者施設に連絡し、接種されていない施設従事者に接種することとしています。余剰ワクチンについては、高齢者の接種終了後も対策を検討していきます。

今後、ワクチン接種を早期に終わらせるための課題としては、予約が特定の医療機関に集中することで接種が滞らないように、予約枠に空きがある医療機関にできる限り案内できますよう、予約可能な医療機関を探せる厚生労働省のオンラインサイト、コロナワクチンナビを周知するなど、対策を考えていきたいと思っております。

以上です。

#### ○溝口 誠議員

年齢を分けて分散をして接種券を発送した、そういうことでトラブルが少なかったということで、今後ともそういう点でしっかり対応をしていただきたいと思っております。

これからの接種計画について伺います。

特に、今からは65歳以下の方々が接種をされてきます。そういう中で、どのように計画をされていくのか、年齢を分けてするのか、またいろんな状況の方を分けてするのか、そこら辺の接種計画について伺います。

#### ○矢川靖彰保健福祉課長

これからのワクチン接種計画についてお答えいたします。

高齢者の優先接種の後には、基礎疾患を有する方、高齢者施設の従事者、60歳から64歳になる方の順で優先接種となります。現在の予定では、7月中旬から高齢者の接種数が落ち着き、次の段階の接種もできるものと考えております。

基礎疾患を有する方については、町で把握ができないこともあり、6月中旬から、各自かかりつけの医療機関に接種予約を含めた相談をしていただきます。その後、保健福祉課へ電話連絡いただき、随時接種券を発送することで、優先的に接種していただけるものと考えております。

高齢者施設等の従事者につきましては、各施設からの名簿提出や本人の申出などにより、6月下旬から7月上旬に接種券を発送し、随時接種の予約を行っていただきたいと考えております。

60歳から64歳になる方についても、6月下旬から7月上旬に接種券を発送し、随時予約をとっていただくよう計画しております。60歳未満の方の接種時期につきましては、現時点でワクチン供給量が見えないため、予定ではありますが、まず教職員、保育士など、児童に関わる方などを優先し、その他の60歳未満の方は、7月中旬頃から段階的に接種券を発送していきたいと思っております。

まだ未確定な部分も多くありますが、ワクチン接種を希望される全ての方ができる限り早期に接種できますよう、町内の医療機関、医師会と連携を取りながら、今後も安全に、着実に、スピード感を持ってワクチン接種を実施していきたいと思っております。

以上です。

#### ○溝口 誠議員

60歳以下が接種をされるということで、5歳刻みでずっとしていくということですが、特に関心は、いつできるのかというのが町民の皆様は一番不安ですので、この年代の方はこういう状況になるとここで受けられますよという、そういう周知徹底を随時していただきたいです。そうしないと、いつ受けられるかというのが一番不安ですので、必ず受けられますよと、この期間に受けられますよということの周知徹底をお願いしたいと思います。そうすると、混乱はないと思いますので。分からないというのが、一番混乱の元です。そういうことで、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、1つワクチン接種の中で、移動が困難な人へのワクチン、これをどうしていくかということで、特に移動が困難な高齢者の自宅に医師や看護師が出向いて行う訪問接種、これも認めてあります。そういうことで、高齢者だけではございません。個別接種、集団接種に行けない方、移動ができない方、高齢者だけではありません、いらっしゃいます。そこら辺の方々がどのくらい町でいらっしゃるのか、そしてまたその方々にどう接種をしていくのかを伺いたいと思います。

#### ○矢川靖彰保健福祉課長

接種会場まで行けない方がどれくらいいらっしゃるかということですが、それにつきましては、現在のところ町で把握ができない状況になっております。在宅介護の高齢者など、接種会場まで行けない方については、かかりつけの医療機関が新型コロナワクチンの接種を実施されていれば、訪問診療に合わせて接種ができます。体調などの問題もありますので、まずはかかりつけの医療機関に御相談いただければと思っております。

以上です。

#### ○溝口 誠議員

特にファイザー製のワクチンは、1瓶で6回分、そして希釈した後、このワクチンをシリンジ、注射器に詰めて、そして6時間以内に使い切らなければいけないというものでございます。それを過ぎたら破棄をしなければいけない。そういうことで、さっとできないワクチンでございます。移動を含めて1人当たりにかかる時間が多い訪問接種では、時間切れで無駄が出ることも懸念されている。集団接種や個別接種と組み合わせるといった工夫が必要だろうと。しっかりそこら辺の、受けたくても受けられないんですね。誰も置き去りにしないと、希望者はですね。そういうことで、しっかり把握をし、またかかりつけのお医者さんとも連携を取りながら、どこまでで

きたか、町としてもしっかり把握をしていただきたいと思います。特に、先ほど言いました高齢者だけではございません。行けない方、在宅でいろんな方がいらっしゃいます。そういう方にもしっかり対応をしていただきたいと思います。

それから、あとこのファイザー社のワクチンでありますけれども、最初16歳以上ということで、世界的に承認、認証されておりました。しかし、これが12歳からも接種が可能ですよということが発表されまして、国としましても専門部会で、5月31日に予防接種法に基づいて追加することを決められました。そういうことで、特に中学生、高校生が対象になるわけでございます。この辺の16歳以上の接種をどうしていくのか。唐津市においては、高校、中学校、集団接種をするということで、二、三日前に新聞に載っておりました。白石町としては、どういう形でこの12歳から15歳までの接種をされていくのか、伺いたと思います。

### ○矢川靖彰保健福祉課長

6月1日から、ファイザー社の新型コロナワクチンについて、接種対象年齢が12歳まで引き下げられました。対象が12歳以上となったことで、小学6年生と中学生も対象となります。御質問の学校での集団接種につきましては、15歳以下の接種が、保護者の同意が必要になる、そのことや、ファイザー社のワクチンの副反応報告の中で、年齢が高い方に比べて若い方に発熱、頭痛、倦怠感などの頻度が高い傾向があるという報告がっております。そのようなことも考慮しながら、教育委員会、学校、学校医の先生などと、実施するかどうか、今から検討を行っていきたいと思っております。以上です。

### ○溝口 誠議員

ここら辺は、特に若い世代がいろんな副反応があるということで難しい点でございますけれども、しっかりこの辺は学校、また保護者、親御さんたちとしっかり、どういう形がいいのか。皆さん敏感ですので、今、そういうことでですね。しっかり対応をお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目でありますけれども、新公会計制度の運用について伺いたと思います。

新公会計制度導入、これは国のほうからも導入をしていきなさいということでございました。平成25年3月に、白石町でも財務4表が出来上がりました。これをつくるには大変な労力が要りまして、これは前にも言いましたけども、最初は町の職員でこれをつくるということで、かなり奮闘されて、検討されて取り組まれましたけれども、なかなか難しく、町の職員ではできないということで、専門家の方をお願いをして、やっと平成25年3月に完成をいたしました。この導入された経緯について伺いたと思います。

### ○坂本博樹企画財政課長

新公会計制度の導入経緯についてでございます。

新地方公会計制度につきましては、現金主義の単式簿記を特徴とする現在の地方公

共同体の会計制度に対しまして、発生主義の複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組みでございます。

財政の透明性を高め、国民、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化、適正化を図ることを目的として、国においては平成18年6月に成立いたしました行政改革推進法を契機といたしまして、地方の資産、債務改革の一環として新地方公会計制度の整備が位置づけられまして、地方公共団体の資産や債務の管理に必要な公会計の整備をさらに進めるよう要請があったところでございます。

この要請に基づいた形で、本町におきましては平成23年度の決算のほうから、総務省の新地方公会計制度研究会報告書で示された基準モデルによる財務書類等の作成を行いまして、27年度決算から固定資産台帳の整備と複式簿記を導入した統一的な基準による財務書類の整備を行っているところでございます。

以上でございます。

### ○溝口 誠議員

財務4表は、1つが貸借対照表、それから2点目が行政コスト計算書、3点目が資金収支計算書、4点目が純資産変動計算書、この4つが4表でございます。この4表を活用して、先ほど言われましたように、しっかり町の財政の見える化をしていく、なかなか見えないところをこれで見えていくということでございます。そういうことで、今活用をされております。毎年度、当初予算には、この財務書類作成の支援事業として事務委託をされております。それから、公会計システム保守委託料、この2つを毎年されております。実は、私はずっと調べまして、年によっては委託料が若干違う年もございますけれども、25年から令和3年までの財務書類作成の委託料、これをざっと計算しましたら、2,201万5,000円、委託料として委託をされて、この表を作っていたいております。この財務4表を2,200万円もかけてしてしております。これをどう活用してあるのか、そこら辺を伺いたいと思います。

### ○坂本博樹企画財政課長

財務4表につきましては、先ほど議員が申されました4表で構成をされているところでございまして、これらは企業会計に用いられます発生主義の考え方に基づいて作成されたものでございまして、現金主義の地方公共団体の会計制度を補完する役割がございまして、現金主義会計では捉えにくい減価償却費、各種引当金などのコスト情報、また資産や負債のストック情報、いわゆる保有状況、そういったものが把握できまして、これらの有益な情報を得られることそのものが、財務書類作成のメリットであるというふうに考えているところでございます。

先ほど議員が言われましたように、この公会計制度の活用視点の一つである財政状況の分かりやすい公表、見える化、そういったものに活用できるものと考えております。本町の活用につきましては、公共施設マネジメントの観点から、平成28年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画、また令和2年度に策定いたしました公共施設等個別施設計画については、この固定資産台帳を活用いたしているところでございます。



また、4表から得られる情報につきましては、客観的な根拠として、課題解決に対し、適切な判断を行う材料として利用できます。具体的には、類似団体ごとに数値を比較することで本町の状況を把握することで、行財政改革がさらに広がっていくものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○溝口 誠議員

町財政を見える化したことにより、財政の健全化、特にこれは東京都からこの新公会計制度が始まりまして、東京都では財政的に厳しい状況でありましたけども、この新公会計制度を用いまして、15年間で約6,500億円の無駄を削減することができた。そして、都の財政を健全化したということでございます。東京都は、それを活用して健全化をいたしました。財政調整基金も十何億円しかなかったという状況で、それが何と6,500億円の、そういう無駄を見つけて、それで財政の健全化をしたということでございます。そういうことで、健全化する上においては、この新公会計制度を大いに活用していかなければいけないと思います。

この財務4表の活用方法ですけれども、5つございます。1つが、将来世代に残る資産の量、どのくらい将来にわたって残る資産の量があるのか。2点目が、将来世代と現役世代との負担の分担の適切さ、現役世代と将来世代。この辺の負担の分担の適切さ、これをしていかないと、将来にツケを回すようなことがあってはいけませんので。それから、3点目、行政の持続可能性、借金の量、これは続いていくのか、財政が。4点目、行政サービスの効率化、どう効率をよくしていくのか。5点目、歳入、国や地方公共団体の収入のうち税金の割合、これをどうしていくのかと。こういうことで、この5つの観点で、この4表を使って分析をし、無駄を省いていく。また、将来にわたって健全化をしていくということでございます。

そういうことで、25年3月に完成し、今日まで多額のお金を使って財務4表を作っております。特に、今白石町の財政が厳しい、厳しいと言われまして久しくありません。しかし、ここあと二、三年でその厳しさが極限に達するというお話もお聞きしております。今までとはちょっと違う状況でございます。そういう意味では、待ったなしの状況でございます。そしてまた、先ほど言いました公共施設のマネジメント、要る施設、要らない施設をどうしていくのか。そしてまた、小・中学校の統廃合、校舎の建設とか、そこら辺のお金も要ります。総合的に見ても、将来的に大変な時期に差しかかっております。そういう中で、町長、この財務4表を使ってどう活用していくのか、伺いたいと思います。

#### ○田島健一町長

この新公会計制度を活用して、財政の健全化にどのように生かしていくのかという御質問でございます。

地方公会計制度を実施する一番大きな目的は、財政の状況をより明確にすることでございまして、先ほどから課長も答弁をいたしておるとおりでございまして、発生主義に基づく財務書類を整備することによりまして、現金の収入、支出だけでは明らか

にしにくい経費や、資産、負債の状況を把握することができるわけでございます。具体的には、減価償却を考慮した固定資産や基金などの資産、地方債の残高などの負債のことでございます。これらの情報を用いて、財政の効率化、適正化につなげる情報の分析を行うことが必要となってまいります。例えば、資産、負債、行政コストの状況などを住民1人当たりとして換算することで、分かりやすい情報になるとともに、数値分析を行う場合は、各自治体が統一的な基準で財務書類を作成しているため、類似団体との比較も容易になります。また、年度ごとの比較を行うことにより、増減の推移分析が可能となってまいります。これらの分析数値や財務書類を参考にしながら、財政運営の状況を的確に判断することにより、将来にわたって持続可能な自治体経営ができるように努めてまいりたいというふうに思います。

先ほど、議員のほうからもこの財務4表の分析の視点の話で、資産形成度であるとか世代間の公平性とか持続可能性、健全性、また効率性や自立性という5点の話をいただきました。今、白石町におきましても、先ほど課長も答弁いたしましたけれども、現在公共施設等総合管理計画、また公共施設等の個別施設計画等を私たちはつくっておるわけでございますけれども、合併後、いろんな施設が町内にはあるわけございまして、先ほども申しました将来にわたっての健全化の中では、こういったいろんなたくさんの施設をどうやって運営していくのか、また今後新しい問題として、小・中学校の統合が出てまいります。それにつきましても、既設の施設もある中で、新しい学校もつくっていかなければならないということも出てまいります。議員御指摘のとおり、非常に厳しい状況に陥っていくかも分かりませんが、先ほど来、課長の答弁もありましたように、状況をしっかりと把握しながら、今後につなげていきたい、将来に子どもたち、孫たちにも悔いの残らないようにしてやっていきたいというふうに思います。

いずれにしても、先ほど言いましたように、これまでの施設の話と併せて、コロナ禍の中で町財政もますます厳しくなっているのが明らかでございます。これについては、町としても一生懸命取り組むわけでございますけれども、議員の皆さん、また町民の皆さんたちの御理解と御協力も必要になってくるかというふうにも思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○溝口 誠議員

財政管理費を、毎年多額のお金を使って作成をしております。しっかりこれを生かしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3点目、災害時の避難行動計画について伺います。

大雨などの災害時に、自治体が発表する避難の情報は、避難勧告が廃止され、避難指示に一本化され、運用が始まりました。住民へどのように周知し、円滑な避難行動へつなげていくことができるのか、その点について伺いたいと思います。今まで、分かりづらかった、災害時に避難するときの基準がどこなのかということで、非常に分かりづらい、お年寄りが分からないじゃなくて、若い人も分かりづらいんですね。そういうことでありまして、国のほうも一本化をして、避難勧告が廃止されて避難指示ということになりました。そこら辺について伺いたいと思います。

## ○千布一夫総務課長

避難情報の制度改正が盛り込まれました改正災害対策基本法が本年5月20日から施行されまして、全国的に新しい基準での運用が始まっております。

今回の主な改正点といたしましては、災害発生のおそれが高い場合に発令してきた避難勧告を廃止し、避難指示に一本化するものでございます。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、勧告と指示、この2つの違いの分かりにくさを解消するのが狙いでございます。これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することになります。この避難指示が発令された地区の住民は、必ず避難をしていただくようになっております。そのほか、これまでの避難準備・高齢者等避難開始につきましては、高齢者等避難へ名称が変更となり、発令区域内の高齢者や障がいをお持ちの方など、避難に時間を要する方は避難を開始してくださいという発令になります。また、これまで災害の発生をお知らせしていた災害発生情報が緊急安全確保へ改正されまして、直ちに身を守る行動をとっていただく最上位の避難情報となっております。

今回の改正は、住民の皆さんが避難情報の意味を直感的に理解しやすく、被害状況に応じた適切な行動を取っていただけるよう改正されております。ただ、近年のコロナ禍での避難となりますので、指定避難所では、感染対策についても万全を期すよう努力いたしているところではございますが、とにかく密を避けるということが、感染予防対策としては一番の対策でございます。このため、町民の皆様が避難をされる場合には、避難先の選択肢として指定避難所のほかに、安全が確保できる親戚や御友人宅、また地域の公民館等についても御検討いただければと考えております。

この改正の実効性を高めるためには、住民への周知を徹底し、内容を正しく理解していただくことが最も重要でございます。今後、チラシの全戸配布、それから広報紙での周知を行うほか、地区への出前講座などで説明を行うなど、避難情報、防災情報についての周知と啓発をより一層強化してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

## ○溝口 誠議員

佐賀新聞にも載っていましたが、塩田町かどこかでアンケートを取られて、非常に避難をする方が少なかったというのが載っておりました。高齢者の方は避難をされないということがありまして、特に避難指示が出まして避難となれば、特に町が指定した避難所に行くことが避難と捉えがちですけれども、ここにある避難は、安全な場所に避難をしてくださいということです。ですから、安全な場所はどこなのかと自分で選択をしなければならない。親戚の家とか、そしてまたホテルとか、それからまた自分の家の中でも安全なところ、浸水であれば2階に行くとか、それから崖崩れならば崖から離れたところとか。要するに安全なところですから、必ずしも避難所じゃなかわけですね。そこら辺の町民の皆様の意識を変えていかないと、結局避難指示が出たから、避難所に行かんばいかん、いや、私は行ききらん、それで何もせずにそのまま災害に遭われるということがあってはいけませんので、そこら辺の、先ほども言いました、避難指示のときにどう行動していくのかと。前回も、私はマイ・タイムラインとかの話もさせてもらいました。結局は、お一人お一人町民の皆様の防災に対する、

また避難に対する意識を高めていかなければいけないと。そういう意味では、今回一本化されたということは非常にいいことではないかなと、そう思いますので、しっかり周知徹底と避難行動に結びついていけるような、一人一人が避難行動に結びついていけるようなことをお願いをしたいと思います。

2点目でありますけれども、災害になったときに、支援が不十分であると。特に、障がい者や配慮や情報不足で、不十分であると。どちらかと言えば不十分を感じている人が約80%いるということで、3月7日の佐賀新聞に載っておりました。そういうことで、特に国のほうでも個別避難計画の作成、特に避難行動要支援者の名簿、これは平成25年に作成が義務化されて、全国でも約99%の市町において作成が済みしております。白石町でも作成ができております。しかし、多くの高齢者が、いまだに被害を受けております。避難の実効性の確保に課題があると。そういうことで、個別避難計画について市町村に作成を努力義務化するということで、国のほうからも来ております。この個別支援計画について伺います。

### ○武富 健長寿社会課長

御質問の避難行動要支援者の個別避難計画でございますが、高齢者や障がい者、妊産婦等の要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者について、災害時にどのような避難行動を取ればよいのか、本人の同意を得て事前に作成する個別の避難行動計画でございます。

具体的に申しますと、誰が支援をしてどこに避難させるかをあらかじめ定めるなど、避難を支援する方、避難場所、避難方法、避難行動要支援者の個人の情報などを1枚の用紙に記載しまして、本人、家族、避難を支援する方、そして町がそれぞれ情報を共有いたしまして、災害時における避難誘導、避難場所での生活支援などを迅速かつ的確に実施するための計画でございます。

災害対策基本法では、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する者を避難行動要支援者として、先ほど言われました、名簿の作成をしておかなければならないというふうになっております。今回、災害対策基本法が改正されまして、その名簿に係る避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成するよう努めなければならないとされたところでありまして、最終的には、名簿に係る避難行動要支援者全てについて作成が必要となります。先ほど議員が申されましたとおり、町では避難行動要支援者の名簿を作成しておりますが、現在白石町地域防災計画で定めております避難行動要支援者の要件に合致する者といたしまして、一例といたしまして65歳以上の一人暮らしの高齢者など、避難能力の有無とは関係なく名簿を作成しているという面がございます。そういうことで、真に「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」を対象として、今後避難行動要支援名簿を精査いたしまして、個別避難計画の作成に取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。以上です。

### ○溝口 誠議員

これは、義務化されておりますけれども、災害は待ったなしでございます。そういうことで、義務化だから、ぼちぼちつけばいいんじゃないかというわけにはいきません。災害はいつ起こるか分かりません。特に、近年は大きな災害が頻発をしております。そういうことで、待ったなしの状況でございますので、早急にいろんな部署との連携を取りながら、防災組織とか民生委員さんとか区長さんとか、いろんな様なところと連携しながら、しっかりこの体制を一日も早くつくり上げていただきたいということを切望いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

### ○片渕栄二郎議長

これで、溝口議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時17分 休憩

10時35分 再開

### ○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。吉岡正博議員。

### ○吉岡正博議員

議員として2回目の一般質問をさせていただきます。

前回3月は、初めての一般質問でして、非常に緊張いたしました。後でケーブルテレビを見ますと、時間を気にしている自分の姿がありまして、反省をしたところです。今日は、時間に余裕を持って質問、それから答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回は、質問は大きく2つです。

まず、私が議員になりました取り組みの一つ、子どもたちを通わせたい学校づくりの分野で、中学校統合再編に向けた部活動指導について、提案を含めた質問をさせていただきます。

次に、同じく私の取り組みの一つ、若い人が住み続けたい地域づくりの分野で、地域づくり協議会の推進と支援について、これも提案を含めた質問をさせていただきます。

では、大項目の1番目、中学校統合再編に向けた部活動指導について、部活動の在り方と指導者の確保の観点から質問をし、新設中学校の開校時に指導体制を整えておくことを提案させていただきます。

まず、小項目1としまして、町内中学校における部活動の考え方と現状はどのようになっているのかを質問いたします。

中学校の部活動は、授業とは異なる集団、他の学年や学級、クラスを越えての交流や、生徒の多様な能力を生かして活躍できる場をつくり、人間形成、また生徒同士が活動や趣味を共有することで、生涯の友、恩師を得る場でございます。有意義な教育

課程だと考えております。この意義によりまして、中学校においては部活動の加入を奨励されていると思いますけれども、白石町におきましては考え方と現状はどのようになっているのか、まずお伺いいたします。

### ○梅木純一主任指導主事

まず、部活動についてですが、部活動は全生徒の参加を対象とした活動ではなく、学習指導要領に学習内容や時数が示された教育課程とは異なる、学校が計画をした教育課程外の活動となります。生徒の生きる力を育むという観点から、学校の教育活動の一環として、教育課程との関連を図りながら進めていくことと学習指導要領にも示されております。部活動は、学級や学年の枠を超えて同好の児童・生徒が自主的、自発的に集い、顧問の指導の下で個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要性を学ぶことができる意義のある教育活動であると考えております。

現在、白石町の中学校においては、入部については希望制となっており、本年度は学校部活動のほうには78%の生徒が加入をしております。このほかにも、硬式野球やサッカーといった社会体育、クラブチームのほうに入部している生徒も多数在籍しているというのが現状でございます。

### ○吉岡正博議員

答弁によりまして、78%の多くの生徒が部活動に取り組んでいることが分かりました。ありがとうございます。

次に、小項目2ですけれども、ここで語句の訂正をさせていただきます。

通告が、部活動「指導者」となっておりますけれども、「指導員」でございましたので、誤りです。申し訳ありません。

では、町内の中学校における教師に代わり指導、引率できる部活動指導員の研究事業の検証結果はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

部活動の指導は、教師の献身的な従事によって支えられていると言われております。しかし、教師の長時間勤務が問題になっておる現状でございます。部活動指導が教師の勤務時間に占める割合は、教師によって違いはあるでしょうけれども、大きいと思います。授業の準備や学校の学務の分担にも影響があると考えるところです。また、部活動の種目ごとに、その種目を得意とする教師が満遍なく中学校に配置されているわけではございません。私の友人で教師になった者がおりますけれども、自分の得意とする種目とは全然違った部活動の顧問になった者もおりますし、中にはその種目は苦手やったんよねというような種目の顧問になった友人もおります。これは、顧問になった教師にとっても大きな負担だと考えますし、生徒にとっても必ずしも、全てとは言いませんけれども、喜ばしいことではないのではないかと思うところではございます。

このような問題に対しまして研究事業として、令和元年度から部活動指導員を採用されておりますけれども、令和2年度当初予算の主要事項の説明にありました有効性の検証結果は、白石町においてどのようになっているのかをお尋ねいたします。お願いいたします。

### ○梅木純一主任指導主事

まず、部活動指導員研究事業についてですが、県内公立中学校の部活動顧問教員の負担軽減と生徒の多様なニーズに対応した部活動指導体制の充実を図るために、部活動指導員を配置し、その有効性について実践研究を行い、成果や課題を検証することを目的とした事業となります。部活動指導員は、部活動の顧問を務めたり、大会等の引率を行ったりすることも可能となります。町内では、先ほど話がありましたように、令和元年度より福富中学校と有明中学校の2校に2名の配置を行ってきました。それぞれの学校で顧問の配置について検討し、校務の多忙な教諭が担当する部活動や、専門性において必要のある部活動に配置するなどの取り組みを進めました。当該部活動の顧問においては、両校とも時間外勤務時間の減少が見られ、また担当する学級や校務分掌事務に専念する時間が確保されるなどの負担軽減が図られました。大会等においても、部活動指導員の参加により、2名配置等のうちのどちらかの顧問が休みを取るといったことが可能となりました。

以上となります。

### ○吉岡正博議員

先ほどの答弁によりますと、研究事業における検証結果は有効であるというふうな答弁だったと思いますが、今後の展開はどのようになっていくのでしょうか。また、何でも同じなんですけれども、部活動指導員は制度があればいいというわけではないと思ひまして、指導員としての人材を得ることも必要だと考えるところです。先ほどの答弁の中に、現在は2中学校に2人ということをございまして、1中学校はおいでにならないという現状もございます。その辺のところの展望はいかがでございましょうか。

### ○梅木純一主任指導主事

先ほども検証結果について申し上げさせていただきましたが、部活動指導員については、有意義な制度であるということは認識しております。部活動指導員の継続した雇用に向けた人材育成というものは、進めていく必要があると考えています。また、現在コーチ等として指導に携わっていただいている外部指導者等の任用も併せて考えながら、学校現場における適正な部活動運営の環境を整えていくことについては検討が必要であると考えています。

### ○吉岡正博議員

この部活動指導員の配置は、教師はもちろん、生徒にとってもよい制度だと思ひますので、今後の事業の拡大を望むところです。

では、小項目の3ですけれども、文部科学省では休日の部活動の段階的な地域移行が示されておりまして、白石町ではどのように取り組むのか、お尋ねをいたします。

学校の部活動の継続と教師の負担軽減のために、国の中央教育審議会や教職員の給与等に関する特別措置法の国会審議におきましては、部活動を学校単位から地域単位の取り組みにするという旨の指摘がなされておりまして、これは、休日の部活動の練習

や大会は、学校管理下、教師が指導者として行うのではなく、生涯学習、生涯スポーツとして社会人が指導者として行うことだと私は考えますけれども、執行部としましてはどのように把握されているのか、まずお伺いいたします。

### ○梅木純一主任指導主事

先ほど議員のほうがおっしゃられたとおり、文部科学省のほうから、令和2年9月に、学校と地域が協働・融合した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを示した学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてが通知されました。この中では、部活動改革の第一歩として、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することや、休日における地域のスポーツ、文化活動を実施できる環境を整備すること等が改革の方向性として示されており、それらを着実に進めていくために、拠点校、また地域における実践研究を実施し、その成果や課題を基に休日の部活動の段階的な地域移行を図ることや、合理的で効率的な部活動の推進を図る検証事業が本年度より県内でもスタートしたところです。

これまでの部活動は、先ほどの指摘にもありましたように、教職員による献身的な勤務の下で成り立っているというのが実情です。持続可能な部活動と学校の働き方改の両面を実現するためには、休日の部活動における教職員の負担軽減を図る必要があると認識しております。さきの通知で、部活動は学校教育の一環として行われる活動ではありますが、必ずしも教師が担う必要のないものであるということを踏まえ、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することが重要と述べられているところです。また、部活動に代わり、生徒が自主的にスポーツ、文化活動に取り組み、体力や技能の向上を目指す活動機会を保障するという観点から、平日における学校の活動として行われる部活動、いわゆる学校部活動と、休日において地域の活動として行われる地域部活動との連携を図るというために、体制整備を進めていく必要があるというふうに考えております。

### ○吉岡正博議員

答弁によりますと、環境づくりの話が出ましたけれども、現在の休日に教師が行っている部活動に代わりまして指導ができる社会人指導者を確保することが必要になると、それが環境づくりだと思うんですけども、それだけの人材や人数を白石町でそろえることができるのか。大都市は分かるんですけど、そろえられるのかなと思いますが、白石町でそろえることができるんでしょうか。そこをまずお尋ねいたします。

また、学校における平日の練習と休日の競技大会等で社会人の指導者が異なって、果たして一体的で継続的な指導ができるのか、疑問に思うところですけども、連携の仕方等についてお尋ねをしたいと思っております。

### ○梅木純一主任指導主事

では、まず部活動指導員の有効性については、先ほどの検証の中でも述べさせていただいたところなんですけど、現在においても人材確保については、その難しさが課題となっております。それは、白石町に限らず、県内においても同様です。地域部活動



への移行を検討する上でも、人材の確保、それから児童・生徒に携わるという意味での育成力、こうしたものが課題になると認識しております。また、平日の練習と休日の部活動等の指導者が完全に別々となってしまった場合、指導方針や指導方法が異なったりするということが起こりますと、生徒や保護者にとっても戸惑いが大きく、混乱を生じかねません。そのためには、別々の存在として設置するのではなく、部活動顧問、そして地域指導者が連携した指導体制を構築することや、指導理念や方針を共有する場を設定し、複数の指導者で指導体制を構築することが重要であり、この点について丁寧に整備を進めていかなければいけないというふうに考えているところです。

### ○吉岡正博議員

先ほど答弁にありました丁寧な整備を、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

ここで、視点を改めて質問をさせていただきます。

現在の部活動は、適当な休養日等を設定しなくてはならないとしまして、週2日以上休養日等の方針が示されております。これは、生徒の学習と部活動の両立、教師も含めまして、心身の健康管理を考えてのものだと思っております。しかし、部活動が文部科学省の言う地域部活動が加わることによりまして、生徒たちにとって事実上、以前のように毎日練習があると。団体競技などの場合には、生徒それぞれの気持ち以上に、全員が毎日参加しなくてはならないという雰囲気になるとか、それから先ほどの、教師にとっても結局は地域部活動に参加しないわけにはいかないと、前の人に参加しよったもんねというような雰囲気にならないのか心配するところですが、いかがでしょうか。

### ○梅木純一主任指導主事

白石町のほうですが、平成30年11月に白石町立学校に係る部活動の基本方針を策定しております。その中で、町教育委員会及び校長は、部活動が勝利至上主義の意識、価値観による行き過ぎたものにならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、部活動によるスポーツ障がいやバーンアウト、いわゆる燃え尽き症候群等を防ぐことなどについて、保護者にも理解と協力を得るよう努めることをうたっています。部活動における休養日及び活動については、現在成長期にある生徒が、運動、食事、睡眠、休養等のバランスの取れた生活を送ることができるように配慮すること、また将来にわたって豊かなスポーツライフを送るためにも、できるだけ短時間に効率的、効果的に活動を行うことが重要であることに配慮することが大切だと考えております。そのためにも、適切に休養日や活動時間を確保することについては、各中学校や指導に携わる全ての関係者に周知をし、その方針を進めていくことが大事だと考えております。

### ○吉岡正博議員

ありがとうございます。この大項目のまとめとしまして、小項目4ですけれども、新設中学校の開校時に、さきに述べた2と3の指導体制を整えておくことを提案させ

ていただきたいと思ひます。

学校統合再編の検討を始めたのは、中学校で部活動が成立しない種目が生じているということも大きな理由でした。それで、白石町立中学校統合再編計画は、そこには、1中学校にすることで部活動開設可能数を19の部、種目に増やすことが可能としてあります。また、3月議会で私が質問をいたしました魅力ある学校にする取り組みはということに対して、教育長は、部活動の数の拡大も一つであるという答弁をしていただきました。部活動の拡大、充実は、中学校統合再編の大きな理由であり、新設中学校の魅力にしなくてはならないと私は考えます。文部科学省の資料では、休日の部活動の地域移行は、令和5年度以降に段階的に実施となっておりますけれども、それに対しまして、白石町の中学校の新設開校は令和6年度です。まさに時期が一致するわけでありまして、開校時において地域部活動や部活動指導員の体制を整えておくことは、新設中学校の大きなセールスポイントになると私は考えております。タイミングよく、部活動を協議します新しい学校づくり準備委員会が今年度設置をされました。先取りをしていく協議、また生涯スポーツ、生涯学習と連携をして準備をしていくことを提案いたしますが、いかがでございましょうか。

#### ○出雲 誠学校教育課長

御提案のとおり、新設中学校が魅力ある学校であるためには、中学校の部活動の在り方を見直すことも喫緊の課題であり、急務だと思っております。本町では、令和6年度の新設中学校開校に向け、新しい学校づくり準備委員会を立ち上げ、具体的な開校準備を進めてまいります。この準備委員会で部活動の開設種目についても協議をすることとしております。また、部活動の指導体制や社会体育との連携についても、これから検討していきたいと思っております。人材確保という大きな課題、難しさはございますが、これまでのコミュニティ・スクールの取り組み、今年度はコミュニティ・スクールの合い言葉が「ひっきやで育てよう！白石のおおどぼう」ということを掲げております。この取り組みを、中学校部活動をひっきやで活性化するためのエネルギーに変え、地域の方々や町内在住のスポーツ経験者、文化部活動経験者のお力を結集し、運営できればと考えております。

#### ○吉岡正博議員

今までの答弁は教育委員会でしたけれども、町長部局のほうにお尋ねをいたします。先ほど、学校教育課長の答弁の中でも、人材確保が難しいという答弁がありましたけれども、部活動指導員、生涯スポーツ、生涯学習の指導者の確保については、予算が伴うものでございます。本年3月議会で、私の学校統合再編での教育費の確保の質問に、そのときの企画財政課長は、教育予算の配分は十分な配慮が必要と補償ルールは示さないものの、前向きの答弁をしていただきました。中学校統合再編に向けて、教育委員会から予算要望に対して前向きな予算配分をしていただけるものと考えますが、いかがでございましょうか。田島町長の後援会資料を見ますと、小・中学校の再編を進めるとありまして、中学校の統合再編は白石町の一大事業だと考えております。そのセールスポイントとなる部活動指導体制の整備は、これにつきましても積極的な

答弁をしていただけるものと期待しておりますが、いかがでございましょうか。

### ○坂本博樹企画財政課長

中学校統合再編につきましては、今年度よりいよいよ本格的に動き出したところでございます。部活動指導体制の整備につきましては、子どもたちのよりよい教育環境づくりの一つであるというふうに考えているところでございます。3月議会の答弁と同じになるか分かりませんが、町行政の中でも教育は重要な分野であるというふうに認識をいたしております。これまで同様、予算につきましても十分な配慮が必要であるというふうに考えているところでございます。町全体の施策とのバランスを取りながら、よりよい教育環境の整備ができるよう、予算の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

### ○吉岡正博議員

教育委員会も、それから財政担当者の答弁も、前向きにさせていただいたと解釈をさせていただきます。今後、年末の予算要望、それから年明けの企画財政課の予算ヒアリング、まだそれまでには時間がございますので、計画の立案、財源確保の準備を、子どもを通わせたい学校づくりのためによりよくお願いいたします。

続きまして、大項目の2番目、地域づくり協議会の推進と支援について質問をさせていただきます。

須古地区において、令和元年度から地域づくり協議会の準備を始めまして、準備委員会を経て、今月6日に須古地区地域づくり協議会が設立いたしました。設立総会には、町長、それから議長さんに来賓として出席いただきましたことを御礼申し上げます。

そこで、設立後の町役場の連携の仕方を質問し、支援方法につきまして提案をさせていただきます。

まず、小項目の1としまして、地域づくり協議会の設立推進の目的は何かを質問いたします。

先ほども申し上げましたように、須古地区は町の推進によりまして、2年以上の準備期間を経まして今月6日に設立総会を開催したところです。これまでの準備委員会では、若い世代から70歳代まで、その男女の委員が集いまして、積極的な参加、それから意見が交わされたところです。それぞれの経験や経歴も多彩でして、須古にこんなすばらしい人材があるということを私は知りまして、また須古の未来に、そして協議会の今後の運営に希望を持ったところです。

そこで、改めて地域づくり協議会を推進される理由を、それは何か皆さんに再確認をしていただくことでお伺いをさせていただきます。

### ○山口裕一総合戦略課長

本町においては、第2次総合計画の中で「参加と協働で築く町民主体のまち」を、第2期白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で「町民協働によるまちづくり」

を重要な施策と位置づけ、その具体的な施策といたしまして、地域づくり協議会の設立、これを掲げております。

平成27年に策定し、令和2年に改定しました白石町人口ビジョンでは、町内いずれの地域におきましても人口は減少し、高齢化は進むこととなります。それに伴いまして、求められる公共サービスの需要は拡大し、複雑で多様化するものと見込まれます。これらに対応するためには、町民の皆さんとの共通認識の下、地域の力やコミュニティと協働することが必要と考え、白石町協働による地域づくり検討委員会、これを設置いたしまして、その仕組みやルール作りなどを協議いただき、目指す将来像いたしまして、小学校単位の地域で各団体が地域づくり協議会という新しいネットワークで連携し、地域課題の解決や地域の強みを生かした活性化につながる新たな取り組みを行い、参加と協働で築く町民主体のまちを目指すということを町へ示していただきました。これを町民協働のまちづくりの方向性として位置づけ、令和元年度から町民協働によるまちづくりモデル事業を実施し、協働のための重要な仕組みである地域づくり協議会、これを設立、推進しているところでございます。

### ○吉岡正博議員

推進の理由は、確認をさせていただきました。

次に、推進の状況です。

第2期白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、地域づくり協議会を令和6年度までの5年間で8箇所、つまり8つの小学校区全部に設立する目標となっております。現在は、六角地区におきまして設立準備委員会が5月19日に発足されたと聞いております。六角地区の状況と、ほかの地区の状況、今後の見込み、推進計画はどのようにされていくのか、お伺いをさせていただきます。

### ○山口裕一総合戦略課長

最初に、六角地区につきましては、昨年6月から7月にかけて行いました町民協働によるまちづくりモデル事業の地区別説明会終了後、8月に令和2年度モデル地区の募集を行い、9月に希望届を提出いただきまして決定させていただいております。その後、新型コロナウイルスの影響等もございましたけれども、地区内の皆さんへのお知らせや、公民館長会をはじめとした各団体への説明会を数回行われまして、今年4月から準備委員会設立の事前打合せを始められております。現在は、議員がおっしゃいますように、5月に準備委員会を発足され、令和4年5月の地域づくり協議会設立に向けての話合いを進められているところでございます。

次に、他地区の状況でございますけれども、希望届の提出までは至っておりませんが、幾つかの地区からお尋ねがっております。また、独自で説明会をされたというお話も聞いているところでございます。今年度も、モデル地区の募集を予定しております。事前の説明会などで興味を持っていただいた地区につきましては、積極的に推進していきたいと考えておるところでございます。

最後に、今後の見込みや推進計画ということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、モデル事業としては最後となりますけれども、今年度もモデル地

区の募集、これは1地区予定しております。また、議員が言われますとおりに、第2期総合戦略、これのK P I（重要業績評価指標）では、令和6年度までに8箇所の小学校区への設立を目標としておりまして、令和4年度以降も町民協働のまちづくりとして、地域づくり協議会設置支援事業に継続して取り組み、目標達成に努めたいと思っております。

### ○吉岡正博議員

それでは、いよいよ核心に入らせていただきますが、次に小項目2としまして、地域づくり協議会と町との連携はどのようにしていくのかを質問いたします。

リーフレットによりますと、町民協働とは、町役場だけではなく、皆さんや各地域における様々な団体等が共に考え、共に活動していただくことであるとありますけれども、設立後の協議会に対しまして、町役場の姿勢は、距離を置いて地域の問題を地域住民が主体となって解決するという姿勢なのか、町役場も寄り添って、地域住民と町役場が連帯となって解決するという姿勢で行くのか、どちらなのでしょう。私は、ここで言う町民協働には、町民相互の協働だけではなく、町と住民との協働の面も大きいと考えるところです。そのためには、町役場と地域づくり協議会の情報共有の場、また協議会の意見を町政策に反映させるシステム、後々には複数の協議会が相互の情報交換をする場が必要と考えます。具体的にどのようにされる予定なのか、お伺いいたします。

### ○山口裕一総合戦略課長

令和元年6月に配布した町民協働によるまちづくり、これは全戸配布のリーフレット最終ページのイメージですけれども、地域づくり協議会と町を連携という言葉で結んで表現しております。この部分につきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げました目指す将来像の内容も踏まえて、町は基本となる地域づくり計画の策定や実践について連携、お手伝いしていくことで、町民協働のまちづくりを行い、参加と協働で築く町民主体のまちを目指しますということでございます。これは、これまで駐在員会や公民館長会を対象とした説明会をはじめ、様々な説明会において御説明させていただいているところでございます。これにより、実際の取り組みといたしまして、地域づくり協議会の活動方針、あるいは活動計画となる地域づくり計画の策定などについては、内容の検討や決定は地区の皆さんに行っていただいておりますけれども、そこに至るまでは町が準備や整理を行っておるという状況でございます。

そして、地域づくり協議会設立後の実践につきましては、まず、基本的には担当である総合戦略課が役員会に出席し、そこで協議会と町の情報共有等をさせていただきまして、その後、状況や内容に応じまして、関係各課の内部的な協力を得ながら実践していくことを想定しておるところでございます。

最後に、複数の協議会の相互の情報交換をする場とのこととございますけれども、これにつきましては、順調に協議会が設立されれば、駐在員会や公民館長会、こういったやり方などを参考に、同様の組織を検討することになってくるだろうと考えております。

## ○吉岡正博議員

先ほど答弁をいただきましたことにつきまして、小項目3として、地域づくり協議会について、役場内各課の共通理解ができているのか、質問をいたします。

須古地区の地域づくり協議会の設立まで、町の担当課である、先ほど答弁いただきました総合戦略課につきましては、課長以下熱心にお世話をいただきました。これにつきましては、心から感謝を申し上げます。

おかげで、設立総会に至りまして、今後は地域の問題を須古地区で協議をし、結果によっては町役場と連携をして取り組んでいくことにもなりますし、先ほどの答弁でもそのように言っていただきました。

須古地区は、活動に3つの柱を設けました。子ども、防災、須古の魅力を発見・発掘するの3つです。町役場とは、子どもに関しましては保健福祉課や教育委員会、防災に関しましては総務課や長寿社会課、そして須古の魅力を発見する・発掘するに関しましては、商工観光課、生涯学習課など、各町役場の各課と連携することが必要になると思います。

それに対しまして、町役場の各課は、地域づくり協議会への対応の仕方について、共通理解ができているのでしょうかというお尋ねなんですが、実は昨日、ある課とある課の関係で、全然連絡が取れていないということが分かっております。そこは非常に不安になったところなんですが、文章、リーフレット等で職員回覧をただけでは、理解の強弱が大きくなるというのが、これは私の経験ですが、町役場各課、それから各課職員がどのようにそれに対して周知をされたのか。また、どの程度現在共通理解ができているのかをお伺いいたします。

## ○山口裕一総合戦略課長

町職員の情報共有、内部周知ということにつきましては、町民協働によるまちづくり職員研修として、職員全体を対象に平成31年2月に実施しておりまして、今年度も地域づくり協議会に関することに加えまして、地域の一員としての心構えなどの内容で研修を、これは実施します。職員が地域の一員として活動に積極的に参加するという事は、これは極めて重要なことでございます。住民の皆様にも、これは強く求められてくることと認識しております。このような職場での意識の醸成、ここは強く行ってまいりたいと思っております。

また、平成30年度に設置しました白石町協働による地域づくり検討会には、協議会の活動などに直接関連することが予想される総合戦略課、総務課、生涯学習課、長寿社会課の4課が事務局として参加し、情報の共有を行っているところです。その検討委員会からは、平成30年度に町民協働のまちづくりの方向性を示していただいておりますが、今年度はさらに町民協働のまちづくりに対し提言をいただくようにしております。これを受けまして、地域づくり協議会の位置づけを何らかの形で、これがまちづくり基本条例という形なのか、まちづくり基本構想という形になるのか、あるいはほかの方法か、示していく形を今後審議させていただき、明確にしまして、役場内部にだけでなく、町民の皆様方にも御理解いただくように公表する予定でございます。

それと、吉岡議員さんのほうから質問がございましたように、各課の連携、これは

今後具体的に活動も実践的になってくるわけですから、ここは連携を我々も強めていきたいと思っております。

### ○吉岡正博議員

最後のところで、力を入れていただきました。各課の連携、それから役場職員の意識づけ、そして今後町役場の全ての課が協議会と地域づくり、まちづくりを協働していただくことを期待させていただきたいと思っております。

ただ、ここで勝手なお願いなんですけれども、地域づくり協議会はまだ始まったばかりでして、対応が軽く扱われるとは寂しいんですけれども、負担が最初から重いのは大変なことをごさいます、協議会として持続可能であることのためにほどよい関係を考えるところですが、よろしくお願ひいたします。

では、小項目4として、地域づくり協議会に対して町の財政面の支援はどのようにするのかを質問しまして、人的支援も提案させていただきます。

協議会設立までの議論の中で、不安を持たれた意見もございました。例えば、協議会は役場の仕事減らし、経費削減のためじゃなかととか、今は役場がリードしているが、後では自分たちが手を挙げたろうもん、そういうふうに言って知らんふりすつとじゃなかとかにやというような、元役場職員としては耳が痛い言葉をいただきました。設立したら自分たちでということは必要なことだと思いますけれども、現在は経験もなく、手探りの状態で活動を始めたわけです。経費につきましても、今年度は町の交付金50万4,000円が唯一の収入です。町役場からいただきました案を基にした役員手当で、そのうちの22万円を支出いたします。そして、交付金のうち20万円は設立1年目のみでございます。ということは、2年目以降は交付金の中で役員手当以外は8万円で活動することになります。6日の設立総会で、田島町長は協議会に対しまして、役場は何ができるか考えると、やはりお金かなと言っていたいただきました。また、協議会の中でも、若い人たちが発想豊かに資金調達のアイデアも出していただいております。ついては、まず財政面での支援は設立2年目以降どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。そして、加えて地域づくり協議会活動交付金以外の資金調達方法があれば、御紹介をいただきたいと思っております。お願ひいたします。

### ○山口裕一総合戦略課長

地域づくり協議会活動交付金の積算につきましては、人口割として1人当たり100円、世帯割として1世帯当たり100円の合計額を毎年交付することとしております。それに加えまして、町民協働によるまちづくりモデル事業に取り組んでいただきましたので、須古地区にはモデル地区加算として、初年度に20万円の加算を予定しております。設立2年目以降につきましては、これは取り組まれる活動の内容によりますけれども、県や一般財団法人地域活性化センター宝くじ助成事業等ございますけれども、これらには地域づくり団体等が取り組まれる地域活性化や、地方創生への活動に対する支援事業がございますし、そのほか民間の助成事業ですとか、今ではクラウドファンディングによる資金調達の方法も可能かと思われます。町といたしましては、活動内容に応じて、これらの事業の紹介やアドバイスをさせていただきたいと思っております。

## ○吉岡正博議員

財政面の支援は、御紹介も含めまして、引き続きよろしくお願いたします。

では、人的支援につきましてどうかということでお尋ねをいたしますが、これは人事担当者に提案することになるかと思えます。

これまでの準備委員会は、ファシリテーター進行役ですけれども、その方の専任、送り迎え、会議のときには日程調整や会場借用、資料作成、受付事務から記録作成まで、町の総合戦略課の職員さんでしていただきました。本年2月に、佐賀市の赤松まちづくり協議会を視察しましたが、ここでは佐賀市立公民館の中に事務局がありまして、公民館職員、つまり市職員の方が協議会の事務局をされておりました。お尋ねしますと、職員の仕事のうち7割は協議会の仕事という説明をいただきました。また、平成5年まで存在しました同様の須古三近堂コミュニティ協議会の当時の事務局長の方は、大変な事務量をこなされておりました。今までの準備委員会での事務量、そして赤松まちづくり協議会の説明、須古三近堂コミュニティ協議会の過去を振り返りますと、今後の協議会もしっかりとした事務量があるところと考えるところです。ついては佐賀市のように、役場職員を個別の協議会の事務担当にする支援を提案させていただきます。方法としては、その地区出身の再任用職員などの派遣や、協議会が選任した事務局担当者を町役場の会計年度任用職員として雇用するなどを考えますが、ほかの方法を含めまして、当事者意識のある職員配置をしていただきたく思いますが、いかがでございましょうか。

## ○千布一夫総務課長

参加と協働で築く町民主体のまちを目指して設立される地域づくり協議会と町役場との連携は、町民協働のまちづくりの観点で、非常に重要だと考えております。

議員より、職員派遣の人的支援について御提案がありましたが、職員が地域の中に入って業務で培った知識や技術を還元することは、まさに職員の目指すべき姿であり、町民協働の一つの手段だと考えております。しかしながら、第3次白石町定員適正化計画の中で、町職員数を令和4年4月1日時点で255人に削減する取り組みを進めている中で、災害や新型コロナウイルス等の対応など、昨今の社会情勢の変化により、職員の業務量が増大している現状がございまして。それから、令和2年度から始まった会計年度任用職員制度で財政負担が大きくなる中で、協議会の事務量が見えてこない現段階で職員を他の団体に派遣するということは、容易なことではないというふうに現在考えております。

以上でございます。

## ○吉岡正博議員

白石創生推進専門監に確認をいたしますけれども、地域づくり協議会は、まち・ひと・しごと総合戦略の中で、令和2年度までの5年間で8箇所の数値目標となっておりますが、実績値は0箇所でした。5年間で達成率はゼロ%ですよね。うなずいていただきましたけれども、その結果、改めて第2期の令和6年度までの5年間で、協議会を8箇所設立する目標とされております。今まで実績がゼロだったことを達成す



るには、先発の須古地区の協議会にやらされ感や負担感を持たれないようにする、そして設立してよかったよ、うまくいっているよと後から聞かれる団体に対しても言われるように、前例が必要と考えるところです。そのためには、積極的な支援方法を示す必要があると考えております。担当の総合戦略課の職員配置については、地域づくりを担当する以上、企画力、積極性が必要と考えますので、職員の経験や特性を配慮した配置を、先ほどの定員管理計画の中で十分検討していただきたいと思いますが、プラスの支援もお願いしたいと思うところです。

財政面での支援、人的支援は、地域づくり協議会の推進の鍵、それによって第2期まち・ひと・しごと総合戦略の数値目標達成、他の地区でも設立されるか否かの大きな要素になると考えております。若い人が住み続けたい地域づくりのために、積極的な支援をお願いしたいと期待をいたしますので、お願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

### ○片渕栄二郎議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

11時29分 休憩

13時15分 再開

### ○片渕栄二郎議長

会議を再開します。  
次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

### ○中村秀子議員

それでは、6月議会、2点について質問をいたします。  
まず、原子力災害時の対応について、もう一点は農業の振興についてと、この2点でございます。

まず1点目、原子力災害時の対応について質問いたします。

九州電力玄海原子力発電所は、4号機を3月19日に再開させました。玄海原発では、九州で消費される電力の30%を賄っている大きな発電所です。生活に必要なインフラではありますが、それと同時に大きな危険性もはらむものであります。さらに、原子力発電の使用済み核燃料をどう処理するかという最大の課題は依然解決しておらず、国が想定している青森県六ヶ所村の再処理工場が稼働しなかった場合には、多くの使用済み核燃料が各地で貯蔵され続けるという事態になります。玄海原子力発電所では、使用済み核燃料の保管量を増やすために、乾式貯蔵施設を敷地内にさらに建設しており、4月28日に原子力規制委員会から許可が出て、これにより使用済み核燃料はこれからあと14年間貯蔵し続けることができるようになって稼働しているわけですが、この14年間というあっという間に、あの敷地の中に使用済み核燃料が増え続けるということに非常に脅威を感じるものであります。14年後、すぐ来ますけれども、一体その時点を見据えた施策というものはないものだろうかというふうに考えるわけです。

また、先頃佐賀新聞に、福島全電源喪失の記憶というのが掲載されておりましたけれども、電力会社の整備の人が、何回も何回も原子炉にひび割れがあるから修理が必要だと言っても、会社側から取り合ってもらえず、本当に地道な、これでいいのだろうかという葛藤の下で言い続けてきたということでした。それが、2002年にアメリカのゼネラル・エレクトリック社ですかね、それが内部告発によって情報隠しがあるということが表に出まして、2002年5月、東京電力は、いろんな情報を隠して本当は不備があったということを記者会見し、それから対策を練ったわけです。本当に正確な情報や危険は、一切市民にはもちろん、立地自治体にも一切知らされていない、ひょっとすると九州電力でもそんなことがあるかもしれないということをおぼろげに得ません。絶対ないということを誰が保証し得るのでしょうか。

そういうことを考えるときに、この前、県庁では、災害時の避難対策についてという会議が、毎年なされておりますけれども、そういうふうになされております。玄海町にある玄海原発ですけれども、佐賀県民として、もし何かあったときには、それぞれ30キロ圏内外にある各市町が分担を持って避難を確保しましょうということで話がなされているようですけれども、私自身は、この福島全電源喪失の記憶を調べる前、この何年かですよ、こういうことが明るみになって。福島の大惨事は、起こるべくして起こったとしか思えません。人災じゃないかなというふうに思います。もっと原発に対して真摯な態度で向き合う姿勢があれば、いろんな手だてが講じられ、あんな悲惨なことにはなっていないんじゃないかなというふうに今は思えるようになってまいりました。

現在、玄海原発でMOX燃料を2009年から使っているわけで、再処理した燃料ですね。それは、九州電力の玄海原子力発電所が最初だったそうですけれども、燃料の問題、使用済みの問題、災害時の問題、いろいろな問題をはらんでおります。そういうこともありますけれども、まず災害時の対応について、ここでは質問をしたいと思います。

国では、玄海原発の原子力電力が災害時における対応について避難計画を取りまとめておりますが、県や市町と協議及び本町での受入れの経緯について説明をしてください。

### ○千布一夫総務課長

経緯についての御質問でございますが、玄海原子力発電所の災害時における住民の広域避難について、本町への受入れ計画では、唐津市肥前町、鎮西町、呼子町の一部地区からの避難が想定されまして、対象地区の人口は、令和3年4月1日現在、住民基本台帳上で8,404名となっております。

この広域避難に至った経緯でございますが、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災での福島第一原発の事故を受けて、国の原子力災害対策指針が平成24年に制定されまして、唐津市でもこの指針に基づき、唐津市原子力災害対応避難行動計画が策定されております。この行動計画及び佐賀県の地域防災計画に基づきまして、訓練につきましては県内一帯への広域的な避難訓練となりまして、平成23年からは、唐津市外の市町への避難訓練が毎年度実施されるようになっております。白石町内の避難

施設を対象とした避難訓練につきましても、平成25年度からおおむね隔年ペースで実施されておりまして、本町職員も訓練に参加をいたしております。

また、県内市町間での災害時の持続可能な連携に向けまして、平成27年5月に佐賀県知事を立会人としまして、本町を含む5市7町と唐津市で、原子力災害時における住民の広域避難に関する覚書の取り交わしを行っているところでございます。

以上です。

#### ○中村秀子議員

平成27年から本町の防災の覚書というのが取り交わされたということですのでけれども、このことについて、住民への説明だとか、こういうふうになりましたという時点での広報とか周知とかというのは、どのようになされたのでしょうか。

#### ○千布一夫総務課長

佐賀県のほうで、原子力防災のてびきというのを毎年発行されております。それを全世帯に配布をされております。この中に、いろいろ災害が起きた際には広域避難になりますよといったことも、具体的な内容も書かれております。そういったことで、住民への周知というのは県において行っておられるところでございます。

#### ○中村秀子議員

県が主体的に取り組んで、町では特段何もやっていないというようなことですよ。そういうことじゃなかったら、答弁はいいんですが。

それでは、私の唐津市の知り合いの人が町内の小学校の先生に、自分たちがもし何じゃあったときは、あんたところの学校に行かんばらんもんと言われて、はっと、えっ、あんたたちはうちに来るとねということを知って初めて知ったとおっしゃいました。もちろん、私たちも全然、町内の学校が、いろんな施設が避難所になっているということをなかなか認知していない、知らないことが多いと思うんですよ。かえって当該自治体である玄海町だとか唐津市の人たちは、毎年訓練がなされて、自分はどこに行くというのを把握されていて、こんなに温度差があるんだなということを実感したところです。本町では、本町での避難の受入れ、資料を要求しておりますけれども、どのような施設に何人、どのように受け入れるかについて計画がなされているようなので、その受入れ態勢と住民への周知だとかについて、資料で説明しながらお願いいたします。

#### ○千布一夫総務課長

受入れ態勢、施設についての御質問でございますが、その前に先ほどの御質問で1つ言い忘れておりましたが、佐賀県のほうで原子力防災のてびきというのを作成されて、白石町役場を通じて全世帯に配布をしておりますので、町のほうも関わっているということで御理解をお願いしたいと思います。

次に、御質問の受入れ態勢、施設についての御質問でございますが、玄海原子力発電所の災害時における広域避難時の本町での受入れ態勢でございますが、資料請求が

あっておりましたので、資料を御覧いただきたいと思います。

この資料でございますが、先ほど申し上げました唐津市の原子力災害対応避難行動計画に付随する資料としまして、唐津市より提供いただいた資料でございます。

計画によりますと、白石町内27箇所の避難所へ、唐津市の肥前町、鎮西町、呼子町の3地区から、令和3年4月1日現在の住民基本台帳による3地区の総人口8,404名の避難が行われる計画となっております。この27箇所につきましては、本町での災害時の指定避難所として指定している施設以外に、町有施設では有明社会体育館、それから楽習館、ひだまり館が含まれておりまして、県有施設については、杵島農業改良普及センターと農業試験研究センターも避難所として指定されておりまして、合計で27箇所となっております。

実際に原子力災害が発生し、避難者受入れが必要となった際には、覚書に基づきまして、本町職員は施設の解錠、施設の鍵を開けること、それから準備、受入れに伴う避難者の誘導から受付などの避難所運営を行うこととなっております。

なお、避難所の運営に必要な用具等の確保につきましては、唐津市と佐賀県が協力して確保することとなっております。

あと、周知のことでございますが、先ほど答弁いたしました、佐賀県が作成しております原子力防災のてびきに、防災情報、それから避難経路、それから避難先市町などが記載されており、平成28年度から毎年全世帯へ配布を行っております。この手引を確認していただくことで、原子力災害時の対応や、どのような避難経路で避難者が避難してこられるかを確認することができます。ただ、手引の配布のみでは、なかなか周知徹底できない部分もあるかと思っております。今度は、出前講座による防災講話や研修会など、様々な機会を活用して原子力防災に関する理解と安心・安全のための周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

## ○中村秀子議員

資料を説明していただきましたけれども、この8,404人という莫大な人数を本町で受け入れるわけですけれども、この数字の根拠ですね。例えば、佐農629人、白石高校644人、白石小学校296人など、その人数の積算の根拠とかというものがどういうふうになっているのか。また、恥ずかしながら、私は中学校の校長をしておりましてけれども、うちの学校が避難者の受入れ校になっているということはこの頃やっと知って、当時は全然意識の中にかけるもなかったんですよ。憂いがないところには備えがありません。憂いを持って、だって今すぐにだって何か起こるか分からないのに、私もそうですけれども、原子力災害なんて、そがんあんもんねというような考え方、見方、構え方というのがあったように私自身が感じておりますが、原発の現状やいろんなことを考えてみると、いつあってもおかしくないということで準備を整えておく必要があるかと思っております。

先ほど、町職員の役割についておっしゃっていただきましたけれども、解錠をする、準備をする、誘導する、避難をする、今それぞれの場所にはそれぞれそこに勤めている職員がいるわけですね。その人たち、その職員、例えば白石高校の職員を含め北

明小学校の職員、その人たちの災害時の役割とかというものは何でしょうかね。地震があるというときには、その施設はいろいろ決めるわけですよ。通信係だとか救護班だとか伝達班だとか対応班だとか、いろいろ学校の中でも決めておりましたが、こういうことに関しては何も、先ほど職員が行って対応するというをおっしゃいましたけれども、その職員についてはどういうふうにすればいいのでしょうか。

#### ○千布一夫総務課長

質問のまず1点目、各施設ごとの避難者数はどういう算定で決められているのかということでございますが、まず各施設ごとに面積を基に、これはあくまでも唐津市の資料でございますが、1人当たり4平米の面積で割り戻した数字で収容可能人数というのを施設ごとに出されております。それに唐津市内のそれぞれの各地区の住民基本台帳掲載の人口を割り当てていって、各施設ごとの避難者数というのを計算しております。

それと、質問の2点目の災害が発生したときに白石町内で避難者を受け入れることとなった場合の、白石町職員がどういった対応を取ればいいのかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、唐津市と覚書のほうを締結しておりますが、その覚書の内容でございますが、避難先の市町、つまり本町が行う支援する内容でございますが、先ほど申しました避難所の解錠、鍵を開けること、それから施設の管理をすること、また避難所への避難者の誘導に関すること、それから避難所の必要な資機材の配置に関すること、それから避難所の物資の調達に関して支援を行うこと、それから避難住民の健康管理に関することを本町職員が行うという覚書の内容になっております。

以上でございます。

#### ○中村秀子議員

それは、先ほど答弁いただきましたので分かっていたんですけど、私がお聞きしたのは、例えば佐賀農業高校に629人避難されてきたと。そのときに、町の職員さんが二、三名来て、鍵も開けて誘導もして、備品をこうですよと言って、いろんな対応をするというのはなかなか至難の業じゃないかと思うんですよ。幸いそこには、例えば佐賀農業高校であれば100人前後の職員さんがいますけれども、その人たちの動きというのは特に何もせずにとというようなことを想定されているのでしょうか。学校のことを一番よく、施設に何があって、どこに何があって、使い勝手、トイレがどこか、何基あるとか、学校の配置だとかというのは、職員さんのほうが一番認識されていきますよね。そこら辺の動きについて特段考えていらっしゃるのか、どうなんでしょうか。

#### ○千布一夫総務課長

避難者を受け入れる際には、資料に挙げているとおり、多くの施設を使うこととなります。その施設に対して、本町職員、役場職員を割り振って避難所運営に当たってもらうわけでございますが、これまでに経験がない業務となります。そういうことで、

本町職員だけでは難しい場面というのが多々出てくるかと思えます。それで、議員がおっしゃるとおり、その施設をよく知っていらっしゃる施設の職員さんのほうに協力をお願いするということは十分に想定されるんじゃないかというふうに考えておりますので、そういった対応を行いたいというふうに考えております。

### ○中村秀子議員

避難をする、避難を受け入れるということは、県民的には大事なことだと思うんですよ。みんなが、県民一丸となって有事のときには助け合うという精神は、とても大事なことだと思うんですよ。有事が起きなくても、例えばその学校に、もし玄海原発で何かあったら避難者が来ますよ、準備をこういうふうにしましょうねという計画を立てることというのが、とても大事なことだと思います。それによって、玄海原発の置かれている現状だとか原子力の危うさだとか有効性だとか、それに我々がどんなに頼って毎日の電力を供給していただいて、使わせてもらっているのかだとか、そういう大きな犠牲を払いながら電力を供給してくださる皆さんのことを考えるだとか、我々も節約して電力の消費を考えるだとか、もし何かあったらこういうふうに助け合う組織をつくるということが大事なんですよね。そういうふうに組織をつくって働きかける、そういうことを皆さんに周知して行って初めて、原発が立地する県としての、県民としての意識を高めることになるかと思うんです。今現在、町の職員さんの29箇所割り振りとかというのは既にできているんでしょうか。

### ○千布一夫総務課長

各施設ごとの職員の割り振りはできているかという御質問でございますが、現時点におきましては、割り振りまでは行っておりません。

以上です。

### ○中村秀子議員

いつ行うんですか。私もそうです、皆さんそうですけど、原発事故はなかろうというようところで我々はいるんですよね。しかし、立地の自治体では、もしあったらヨウ素剤をどう配るかだとか、避難はどうする、どこの町民はこの中学校に集まってバスで避難しますよだとか、具体的な避難計画がなされていますよね。それで来たにもかかわらず、受入れ自治体はえってびっくりして、それから騒動するというんじゃないあ、手後れ、不安、安心・安全な生活をサポートするような体制ではないと思うんですよね。もし何かあったときには白石町も協力しますよ、既に体制は整っていますよ、県民も町民も一丸となって支えますよという姿勢はとても大事だと思うんですけれども、町職員の割り振りはまだということですけども、そこら辺、いつまでにどのように考えてされているのかをお聞きいたします。

### ○千布一夫総務課長

施設の対応職員の割り振り等について、いつまでにという御質問でございますが、具体的にいつまでにということは現時点では持っておりませんが、災害というのはい

つ起こるか分かりませんので、これは喫緊の課題だというふうに捉えておりますので、今後できる限り早くそういった具体的な計画というのを立てなければいけないというふうに考えております。

以上です。

#### ○中村秀子議員

先ほど、このような広域避難をするということ、関係自治体との覚書をなされているということですが、覚書は先ほどある程度説明をしていただきましたけれども、覚書について重要な点があれば説明してください。本町と県及び関係自治体と結んだ覚書について。

#### ○千布一夫総務課長

覚書の主な内容、重要な点ということでの御質問でございます。

まず、覚書の最初に、覚書の目的が書いてありまして、その次に広域避難の基本的事項ということで、広域避難の必要があると認めたときは、避難先の市町、つまり白石町は、正当な理由がある場合を除き、白石町で言いますと、唐津市の住民を受け入れるものとする。それから、次に第3条で、受入要請についての規定がございまして、基本的には広域避難の要請は文書で行うこととする、ただし緊急を要する場合には口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するとなっております。それから、次の第4条で、必要物資についての規定がございまして、避難者の受入れ及び避難所運営に必要な物資及び防災資機材については、唐津市が佐賀県と協力し、その確保に努めるものとする。それから、その必要物資が不足もしくは確保することが困難な場合には、唐津市は避難先市町、白石町に対して必要物資の貸与、または提供を要請し、白石町は対応可能な範囲でこれに協力するものとするという規定もございまして、先ほど申し上げましたが、広域避難における役割分担ということで、先ほど申し上げました白石町が担う役割を決めているところでございます。

以上が主な内容でございます。

#### ○中村秀子議員

何もなければ何もないでよし、憂いを持って準備をするというのが行政の一番大事なところではないかと思えます。早急にそこら辺についても計画は立てておく必要があるかと思えますけれども、原子力行政、今ノーカーボンを指針として行政が進んでいくと思えます。ノーカーボンということは非常に難しいんですけども、原子力発電に頼らなければならない側面もあろうかと思えますが、核燃料の廃棄場所をいうものを考えるときに、それでいいのかなという思いもあります。原子力発電所、発電行政について、また避難所対策全般について、町長の指針をお聞かせ願います。

#### ○田島健一町長

議員のほうからは、原子力災害対策全般における町長の所見ということでございます。

先ほどから、原子力災害時の対応につきまして答弁をさせていただいておりますけれども、安定的な電力供給というものは、私たちの生活におきましては欠かすことのできない、あって当たり前のものとなってございます。原子力発電に関しましては、現在、極めて厳しい規制基準が課せられているようでございますけれども、安全性と使用済み核燃料の最終処分の方法は、確立されているとは言い難い状況でございます。このことについては、先ほど来、議員からも再三御発言があつているところでございます。このようなことから、海外におきましても脱原子力に向け積極的な取り組みがなされております。地球温暖化防止や2050年の脱炭素社会実現との絡みもありますけれども、現時点におきましては、代替エネルギーによる安定的供給ができるまでの間は、基幹エネルギーとして原子力発電に頼らざるを得ない。頼らなければ、社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼしてしまうというのが現実ではなかろうかと考えております。

いずれにいたしましても、我が国におきましても代替エネルギーとして再生可能エネルギーの導入を積極的に推進されることを望みたいと思っております。また、万が一原子力災害が発生した場合は、原子力発電所立地県の一員として協力していくことが肝要かと考えております。その際は、広域的な協定に基づきまして、唐津市からの多数の避難者受入れを進めることとなりますけれども、実際の災害時には大変な業務になるかというふうに思います。そうであるからこそ、その周知や災害を想定した原子力防災訓練につきましても、引き続き県や唐津市をはじめ関係機関と協力しながら進めていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

また、先ほど来、議員のほうから避難時の本町の受入れの体制について再三御質問があつております。今、担当課長が答弁をいたしておりましたけれども、まだ完全じゃないなというのを私も実感いたしました。早急にこの件については受入れ側の体制づくりというのをもっと明確に分かるように、そしてまた施設の中にも町の施設と県の施設等がでございます。そこら辺も、関係機関との調整も図りながらやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

## ○中村秀子議員

脱原発、脱カーボン、いろいろ矛盾する点もありますけれども、町民が安心・安全で暮らせるようなエネルギー施策というものを求めて、行政としても模索して進めていかなければならないし、何かあつたときには物を申す自治体でありたいなというふうに考えているところです。

それでは、次の農業の振興について質問をいたします。

コロナ禍が1年以上に及び、多くの産業がダメージを受けております。本町でも、飲食店はもとより、農作物への影響も大きなものがあります。身近なものでは、昨年のタマネギの大暴落による生産調整がありました。農家のやりがい、生きがいは、自分が作ったものを消費者の人が料理して食べて、これはおいしいねと言われて初めて、労働の喜び、やる喜びというのが生まれてくるものではないでしょうか。生産物をすき込むという最悪の手段に行かなければならなかった去年の生産者の無念は、計り知



れないものがあります。

まず、資料を要求しておりますけれども、周りを見渡しても、タマネギの作付がえらい少なくなっているなという感想を持っております。実際の作付の状況は、どのようになっているのでしょうか。資料の説明とともにお願いいたします。

### ○木須英喜農業振興課長

本町における近年のタマネギの作付状況でございますが、事前に資料請求がっております。その資料に基づきお答えいたします。

なお、資料につきましては、白石町農業再生協議会、こちらで取りまとめております営農計画書のデータを基に作成をしております。直近5年間のタマネギの作付面積となります。

平成28年産において1,781ヘクタールとなっており、平成30年産の作付面積が幾らか、若干増えたものの、資料に提示しておりますとおり、年々減少している状況でございます。令和2年産においては、1,318.7ヘクタールとなります。あと、面積以外でも、品質につきましても、近年の異常気象とか、あとべと病の発生がございまして、品質低下が言われております。JAにおいても、白石産タマネギのブランドの維持を図るためにも、出荷の際に腐敗球等が混入しないようにということで、選別の徹底等、指導がなされている状況でございます。

令和3年産の作付面積については、現在営農計画書の入力作業中でございますので、具体的な面積データについては把握をしておりますが、昨年度実施したタマネギの高収益作物次期作支援交付金事業等々により、作付面積の減少に少なからず歯止めができていないかというふうに推測をいたしているところでございます。

以上です。

### ○中村秀子議員

資料、ありがとうございます。資料を見ましても、年々農家の高齢化も相まって、またべと病や、そういう消費が拡大しないという中で、作付面積も減っております。タマネギは本町の主力作物として、ブランドとしてその地位を固めてきたところです。白石産タマネギというのは、非常に人気でございます。何としてもこのブランドを守らなければいけないと思っておるんですけれども、そのブランド力の向上とその維持について、どのように施策として考えていらっしゃるのでしょうか。

### ○木須英喜農業振興課長

白石町のタマネギは、佐賀県のタマネギ生産量の約6割、こちらを白石地区で占めておまして、責任産地としての安定生産、安定出荷、高品質生産が求められております。しかし、生産農家の高齢化や担い手不足等により面積の減少、生産量の低下、また生産者間の品質の格差など、白石タマネギとしてブランドの維持が危惧される状況になっております。

議員御質問の白石産タマネギのブランド力の向上と維持の方策については、品質重視の選果選別及び安定供給が重要であるということから、JA、部会、町内の取扱事

業者、あと町が一体となって取り組んでいかなければならないものというふうに考えております。

また、産地のブランド力の向上につきましては、良質な産品を低コストで生産し、安心・安全はもとより、信頼を得ることが最も重要であるというふうに思っております。そのためには、関係機関はもちろんのこと、生産農家一人一人が再度責任産地ということ認識していただき、品質のいいものを提供するという意識を持っていただくことが重要であると考えております。JAにおかれましても、その意識の醸成を生産者大会、また研修会等の機会を利用いたしまして、啓発、普及を図っておられます。作付面積の維持拡大と安定した生産技術の確立に向けた取り組みと併せて、販売、流通体制の確立、大都市などの消費地における商品のPR等、そういった関係機関と協力しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

### ○中村秀子議員

タマネギの価格が非常に変動するものでありまして、今年のおくでのタマネギはまあまあいい値がついてよかったなというふうに思っているところですがけれども、早生のやつは駄目やったよとかというような農家の声を聞いております。そこら辺の変動が大きくて、早生では販売単価が出なくて、夏から秋にかけて高値になるということになっておりますので、北海道に行けばめちゃくちゃ大きなタマネギ倉庫がありまして、富良野とかですね。年間を通して価格変動を見ながら出荷をされております。佐賀市の国道444号線を下っていくと、東与賀とかに低温倉庫とかもありますよね。あれは、国庫事業でつくられたそうです。川副にも、そういうふうな低温倉庫がありません。いいものを作って、価格の変動を見ながら貯蔵して、値がついたときに出荷をするというような、そういう生産体制が大事なんじゃないかなと思います。町内の業者さんでも、お盆過ぎに冷蔵倉庫を持っている業者さんから買った立派なタマネギを販売されておりました。本町においても、冷蔵施設の整備、風乾だとか低温貯蔵とか、そういうふうなことをつくって農家さんを支援するというのが、コロナ禍においても、これからの白石産のタマネギの安定供給だとか生産拡大についても必要じゃないかと思うんです。私は、これを思ったときに、昔小泉さんが言っていた米100俵というのを思い出しました。長岡藩がとても困ったときに、隣の峯山藩から米100俵もらって、それを町民が欲しくて欲しくてたまらんやったけれども、小林さんという人が、それはやらんと。これは売ってお金にして教育施設をつくって、これは今の100俵が1,000俵にも何万俵にもなるんだと言って教育施設をつくったというような逸話がありますよね。当時、小泉さんが言われたこと、非常にそれは心に残っていて、今コロナで対策資金がたくさん、何億円と頂いているわけですが、それを各戸に配っては、使ってしまうとそれで終わりなんですけれども、そういう資金を使って大型貯蔵倉庫を建設するだとか、そうすれば何十年もずっと将来にわたってタマネギの農家を支援するという、去年駄目だったから100万円上げたら、去年の収穫はそれで終わりじゃないですか。でも、タマネギ倉庫をその資金でつくって、これから何年とタマネギを安定供給すれば、お金になれば、元は取れますよね。生産意欲も湧きますし、年々作

付面積が減るといふようなこともないんじゃないかなと思うんですけども、補助金には縛りがあるかと思いますが、そこら辺を、本当に必要なことは何なんだろうかということを考えて、安定出荷できる低温貯蔵倉庫、国庫補助もつくのかなんとかというのを讀んだこともあるんですけど、詳しくは私自身分らないんですけども、そこら辺の施策についてはどうお考えでしょうか。

### ○木須英喜農業振興課長

施設関連の御質問でございますが、白石町内において、JAが主体となって建設しておりますタマネギの大型風乾貯蔵施設、こちらが11箇所ございます。施設によって出荷時期を調整し、市場価格が高い時期、国内主要生産地の端境期において安定的な供給を図るといふことから、生産者の所得向上、品質の維持に寄与するものというふうに我々も考えております。

あと、先ほど質問がございましたが、今回のコロナ対策の資金等を使ってそういった施設をという話でございますが、国庫補助事業等につきましては、議員がおっしゃられたとおり、様々な要件がございます。受益面積でありますとか作付面積でありますとか、そういった縛りがございますので、このコロナ対策の公金をこういったハード事業のほうに使うというのは恐らく駄目だろうというふうに私は認識をいたしております。先ほど言われました施設につきましては、将来的に作付面積等の動向等を見ながら、計画をまた立てていきたいというふうに考えております。

### ○中村秀子議員

ぜひ、これ以上タマネギの作付が減らないような、タマネギをやってもうかったという農家さんの声が出るような施策をぜひ。最悪ですよ、せっかく精魂込めたタマネギをすき込むとかというような事態にならないといふことは一番大事なことじゃないだろうかと思っております。

では、次ですけれども、本町はかなり厳しい農業経営であると思っておりますけれども、そんな中でも園芸作物では、多くの農家が利益を上げていらっしゃいます。本町で、トマト、イチゴ、キュウリ、アスパラガスの栽培状況と農家数についてはどのようになっていますか。資料を要求しておりますので、説明とともにお願いいたします。

### ○木須英喜農業振興課長

資料要求におきまして、トマト、イチゴ、キュウリ、アスパラガスの栽培状況ということで請求がっております。資料のほうを御覧ください。

平成28年と令和2年を比較いたしております。

一番右側でございますが、アスパラガスです。平成28年には83戸あった生産農家数は、令和2年度は69戸に減少し、栽培面積におきましても平成28年度の1,410アールから令和2年には1,260アールということで減少しております。

次に、イチゴですが、平成28年には143戸あった生産農家数から、令和2年度においては130戸に減少しております。栽培面積も平成28年は2,830アールございましたものが、令和2年には2,590アールと、アスパラガス同様減少しているような状況で

ございます。

トマトとキュウリにつきましては、生産農家数は変わりがございませんが、トマトについては、平成28年で40アールから令和2年60アールと、20アール増加をいたしております。キュウリにつきましても、平成28年度の390アールから80アール増加しまして、470アールということになっております。

この原因につきましては、新規就農によるトマト生産者が参画をされた、あと環境制御ハウス等によるキュウリの作付面積の増加がこれに寄与しているものというふう  
に把握をいたしております。

以上です。

### ○中村秀子議員

ここに特記すべきは、キュウリの戸数は同じなんですけれども、栽培面積が増加しているというようなことですね。これについては、トレーニングファームをやっている、これは佐賀新聞ですけれども、5月22日のトレーニングファームの1期生が就農1年目でキュウリの反当たり41トン、2倍の収量とかというふうに書いてありました。環境制御型で自動的にコンピューター制御の中でするハウスにおいては、こういうふう  
に若者も収益を得て、即戦力になる農業経営ができるんだなというふうなことを感じて、これからこういうふう  
に、若者は園芸作物の中でITを駆使しながら作物を作っていくというのが、本町の新しい力になっていくんじゃないかなというふう  
に考えると、本町での環境制御技術を用いたハウスの栽培、AIを駆使したこのような経営は、設置状況はどのよう  
になっていますでしょうか。

### ○木須英喜農業振興課長

これにつきましても資料請求がっておりますので、そちらを御覧ください。

環境制御型ハウスの設置件数であります。

環境制御型ハウスとは、施設園芸でハウス内環境を制御するシステムを設置したハウスを言います。作物の栽培に当たり、重要な光、温度、湿度、二酸化炭素濃度などの環境要因を、生育に適した状態に調整するシステムということになっております。

議員御質問の件でございますが、キュウリにおいては、平成28年度に11棟設置されており、整備面積につきましても7,113平方メートルでございます。さらに、平成30年度に21棟設置で整備面積9,888平方メートルとなっており、合計で32棟、1万7,001平方メートル設置されております。

次に、トマトにつきましては、令和元年度に2棟設置されておりました、整備面積は1,104平方メートルとなっております。

一般的に、環境制御型ハウスの建設につきましては、当初多額の初期費用が、建設費等を含めましてかかりますので、収益性をまず最優先ということで検討していく必要があるというふう  
に考えております。

### ○中村秀子議員

佐賀県では、さが園芸888運動を展開されていますけれども、本町の主な取り組み

を簡潔にお願いいたします。

### ○木須英喜農業振興課長

まず、さが園芸生産888億円推進事業について、若干説明をさせていただきます。

佐賀県におきましては、平成29年度の園芸農業の産出額が629億円、当時ございました。これを令和10年度までに隣の長崎県並みの888億円に伸ばすということを目指そうという取り組みでございます。このために、既存の園芸農業に必要な施設、機械などに対する補助を今までしてまいりましたが、これに加え、これまでにない新たな取り組みを県、市町、JA、関係機関が一体となって実施していく必要がございます。

具体的には、園芸団地整備による野菜、果樹等の生産拡大、露地野菜版トレーニングファームの導入、あと企業経営による野菜の生産拡大、あと集落営農法人による露地野菜の生産拡大等が新たな取り組みとして予定されております。

白石町の取り組みについてでございますが、この事業が始まった令和元年度におきまして、施設、機械などに対する補助を36件1,285万5,000円、令和2年度におきましては36件3,069万円の町の助成を行っております。補助率等は個々のメニューによって異なりますが、基本的には町が10%の上乗せ補助を県の事業に対して行うというふうな流れです。

今後、県のほうが先導されます各種ハード、ソフト事業等がございますが、これに対して、白石町としても県内の責任産地として積極的に関与いたしまして、情報の共有、事業の実施に努めていきたいというふうに考えております。

### ○中村秀子議員

それでは、次ですけれども、この前ニュースでは、サッカーのJリーグの審判に女性がなったというようなことがニュースになっておりました。女性が無理だと思われたことも、果敢にチャレンジしている女性が出てきます。いろんなことが男女差ではなく個人差ということを示しているように思います。このように、以前は男性が行うものと暗黙のうちに決まっていたことにも、女性が活躍するようになりました。しかし、農作業に関しては、男性が主で女性は補助という働き方が多いように思います。特に、トラクターやコンバイン等の農業機械の操作は男性がほとんどされておりました。私の近くを見ましても、女性がトラクターに乗ってされているというのはなかなか見ることができません。誰もがいつ病気やけがをするか分かりません。我が家は、父が亡くなって、農業をしていたんですけれども、母が機械を運転できないために農業をやめました。もし逆であれば、母が亡くなって父が生きていれば、農業はそのまま継続できたと思います。それはなぜかというと、トラクターやコンバインや管理機など、いろんな大型機械が動かせれば農業が継続できるんじゃないかというような私の思いからです。今、農業の担い手を考える場合、女性の力は必ず必要です。女性に対して農業機械の操作を丁寧に指導し、免許を持っていただく講習会があればというふうに思います。その支援について、本町ではどう考えるかです。

また、今は若い人がドローンとかの操作をしておりますけれども、そこにも夫婦そろったドローン教室だとか、ヘリを飛ばしたり、そこも夫婦そろったヘリ教室何とか、

そういうふうな女性も機械操作を鍛錬できるような場所があれば、農業の担い手は一挙に増えるんじゃないかというふうに思います。夫婦で参加するだとかですね。あまり高齢になると難しいかもしれませんが、50代、60代だったら、まだ車の運転ができれば、トラクターの運転も大丈夫じゃないかなというふうに思います。その人たちが80になって、担いだり何たり重たい肉体労働はしませんけれども、腰が曲がってもトラクターにがっと思って、田を耕す、格好いいと思いますよね。そういうふうな人材を今から育てていく必要があると思うんですけれども、女性の農業機械の講習、免許取得についてどのようにお考えでしょうか。

### ○木須英喜農業振興課長

現在、佐賀県農業大学校におきまして、農業機械利用における安全推進と機械利用技能の一層の向上を図るという目的で、地域営農組織のオペレーターや担い手農業者等を対象とした研修が実施されております。町では、受講願書の受付と報告、受講者枠に応じた受講者の調整等を行っております。

この研修は、大きく分けて農耕用の大型特殊機械の免許取得のための研修、それと農耕用の牽引免許取得のための研修の2つが実施されておまして、農耕用の大型特殊機械の研修の中には、女性農業者を対象とした研修会が実施されているところでございます。この研修では、一般の大型特殊機械であるトラクターの技能研修に加えまして、農作業事故防止の研修、それから草刈り機等小農具の操作実習、それから使用機械の清掃、給油についてなど、様々な内容が入っておりまして、大型機械に限らず機械操作に係る基礎的な研修を受けることができるようになっております。

農業機械の大型化、高性能化に対応して、安全操作と効率利用が必要になってきておりますので、町といたしましても、女性農業者の皆様にもぜひ積極的に研修への受講を申し込んでいただければというふうに考えております。

以上です。

### ○中村秀子議員

そういうふうな制度があるということの周知がなかなかできていなくて、これはムードですよ。霧囲気の醸成、女性も、私たちもトラクターの免許を取ろうよとかというふうな、取りましようとかというふうな声を出していくと、じゃあ一緒に行こうか、ついでに私もその中にかっちえてというふうな声上がるのが大事じゃないかと思っておりますので、そこら辺の霧囲気づくりだとか呼びかけだとか、そういうふうな声を大にして進んでいければ、今いろんなオペレーターが不足しておりますので、女性がそれに参画できれば大きな戦力になるんじゃないかなというふうに思います。

最後に、3月議会で重富議員も質問されておりましたけれども、クリーク、地沈水路、そういうところの整備がなされていないし、浚渫が難しいというところですけども、その点の整備状況、整備計画について説明をお願いします。

### ○中村政文農村整備課長

クリークの整備と浚渫についてということの御質問かと思っております。

本町の農業用施設は、圃場整備事業等により整備されたものでございまして、事業の完了から相当の期間が経過しております。水路、道路ののり面の崩れや、水路の泥土堆積、ゲートの腐食等が進んでいるところがあります。基幹的な施設の維持補修等につきましては、国や県の補助事業で取り組んでございまして、併せて地域住民協働による維持、保全活動を支援する多面的機能支払交付金事業で取り組んでいるところでございます。

また、水路の浚渫工事は、堆積した泥土を取り除き、その発生した泥土を利用して、のり面や畦畔の復旧を行っております。また、余った泥土につきましては、隣接する農地で活用していただくこととしております。水路の浚渫の必要性につきましては、用水の確保と排水路としての機能の回復を図るということもありますから、併せて排水調整のための貯留ポケットの確保の観点からも重要であると認識しております。

以上です。

#### ○中村秀子議員

この補正予算でもありましたけれども、調査をして、長い間に水路については整備をするというようなことです。水というのは農業では欠かせないし、水路は生活に欠かせないものです。その安心・安全のためには、水路の整備というのは必要じゃないかというふうに思っております。ぜひ計画が実施され、水で困らないように、水路の確保についてはぜひお願いしたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

#### ○片渚栄二郎議長

これで中村議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

14時14分 休憩

14時30分 再開

#### ○片渚栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。前田弘次郎議員。

#### ○前田弘次郎議員

令和3年6月議会初日の4番バッターということで、今回6月議会ということで、課長さん方も新しくなられた課長さん、また新しい課に移った課長さんとかおられて、大分緊張はされていると思います、答弁のほうは。課長さん以上に質問者は緊張しております。どうぞ、はきはきと大きい声でよろしく願いしておきます。

では、今回は大きく3項目について質問をします。

1項目め、下水道事業整備計画と河川や水路の水質改善について。

小項目1、特定環境保全公共下水道事業整備地区における接続率について、また接続率を向上させていくための方策についてお伺いいたします。

## ○土井 一生活環境課長

特定環境保全公共下水道事業につきましては、平成25年12月より1期地区の供用を開始いたしまして、現在は2期地区の工事の進捗状況に応じまして供用開始エリアを広げているところでございます。

供用開始エリアでの令和2年度末の公共ますの設置数は1,605箇所、接続数は846箇所でございます。接続率で申しますと52.71%で、令和元年度末の接続率が52.57%でありましたので、大幅な向上にまでは至っておりません。これは、2期地区の工事で接続率の分母となる、ますの設置数が49箇所増えたことに対しまして、接続された戸数につきましても28箇所にとどまったためであります。下水道整備期間中は、接続件数は増えても、接続率は一時的に下がる場合があることも御理解いただきたいと思っております。

次に、接続率を向上させていくための方策についてというふうな御質問でございますけれども、下水道への早期接続を推進するために、町では次の2つの事業を実施しております。

1つ目は、早期接続者に対しまして、下水道料金の免除制度でございます。供用開始から1年以内に接続された方には6箇月、1年を超え2年以内に接続された場合は4箇月、2年を超え3年以内の方には2箇月の下水道料金の免除をいたしております。

2つ目は、住宅の改築を対象とした下水道接続促進事業費補助金で、住宅のトイレの改修とか配管関係の改修工事を行うに際しての補助金でございますけれども、その工事費の10%、支給金額で申しますと2万5,000円から最高10万円までというふうなことで、これは工事の完了年数に応じての率、金額といたしております。

この補助制度は、公共下水道区域だけでなく、令和元年度からは農業集落排水区域の対象に加えまして、未接続者への周知、広報に努めているところでございます。

以上でございます。

## ○前田弘次郎議員

では、次に小項目2の事業計画の十分な周知と供用開始地区における接続への継続的なお願いなどが不足しているのではないのでしょうか。町民への理解促進法、方策について、広報手段、説明会、ホームページなどについてお伺いいたします。

## ○土井 一生活環境課長

新規に供用開始となる区域の世帯につきましては、説明会の実施、また資料配布等を行いまして、公共ますの設置と早期接続のお願いをいたしているところです。

1期地区の未接続者に対しまして、なぜ接続がなかなかできないかというふうな理由を聞き取りいたしましたところ、トイレの改修や排水管工事に係る経済的負担が厳しいというところとか、高齢であり、家のほうの後継者がいないためという理由が大半でございました。中には、既に合併浄化槽を設置しているので、まだ下水道への切替えは必要性を感じていないという御意見もいただいております。

町といたしましては、先ほど説明いたしました早期接続によるメリットをホームページや広報紙で行っておりますが、それだけではなく、未接続世帯には直接郵送のほ



うをもってチラシとかお願い文を現在送付いたしているところでございます。ただ、今後はさらなる接続率の向上のために、ケーブルテレビや戸別訪問などを行いまして、接続のお願いに力を入れてまいりたいと考えております。

#### ○前田弘次郎議員

そしたら、ホームページに載っていましたが、白石町生活排水処理施設の整備構想図、ここにピンクとレッドの色分けをしておりますが、その違いを教えてください。

#### ○土井 一生活環境課長

今現在、町のホームページのほうに掲載いたしております白石町生活排水処理施設整備構想図におきまして、公共下水道区域を色分けしている違いのことというふうな御質問でございます。

赤色で着色している区域につきましては、1期の工事地区でございまして、既に面工事が完了しているところを赤色で示しております。ピンクの区域でありますけれども、ここは2期工事以降の区域という意味合いでピンクの着色をいたしております。

なお、ピンクの区域のほうにおきまして、3期工事予定でありました築切地区と深浦地区につきましては、今回公共下水道区域のほうから浄化槽の推進区域に計画を見直すことといたしまして、今年3月から地元説明会や回覧等で関係住民のほうには周知を行いまして、おおむね理解は得られたと思っております。

この後、生活排水処理基本計画の全体計画のほうの見直しを正式に行いまして、ホームページ等を修正し、また周知を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○前田弘次郎議員

今議会から、議員もこういうふうにタブレットを持っております。その中で、ホームページの構想図というのを開いてみて、私が今回聞いたのは、右側に赤とピンクのことを書いてありますが、特定環境保全公共下水道と両方とも同じことを書かれているんですよ。ただ、色が違うということで、これやったら、見た方は分からないと。今、課長から答弁をいただき、1期と2期の違いという形であったので分かるんですけど、こういうふうにホームページを見て分からない、今後、課長が修正をしていただくということですので、この辺は十分、住民の方も見られると思しますので、よろしく願いしておきます。

では、次に下水道事業整備計画の当初は、計画地区の全世帯の汚水量を対象に計画されたと考えるので、接続されない場合には接続率が落ちて、料金の金額が減り、運営に支障を来すので町から補助をされていると考えます。それで、下水道と合併浄化槽では、負担や受益に差があるので不公平ではないかとお伺いいたします。

#### ○土井 一生活環境課長

下水道処理施設の規模、処理能力につきましては、当初計画におきましては、計画区域内で発生する1日最大汚水の流入量というのが基準となりまして、これはあくま

でも管路整備など、全てが完了いたしまして、全世帯が接続したと仮定した上での最大処理能力であるために、本町のほうでは全国の先進事例の接続率の進捗状況などを勘案いたしまして、白石浄化センターの処理規模を今のところ最大値の約半分程度に抑える機器整備にとどめております。将来、流入量が増加いたしましたときには、機器等の増設を行うことができるような施設をつくっております。また、下水道整備工事を行う際に公共ますの設置を希望されたところに対しまして、町が公共ますを設置いたしまして、受益者負担金として15万円を負担していただいております。また接続後は水道の使用水量に応じて下水道料金を負担いただいております。

一方、浄化槽エリアにおきましては、その浄化槽の設置工事費と維持管理費につきましては個人負担となりますが、設置に対し下水道エリアとの不公平感を感じさせないように、設置費用につきまして国の補助基準額に町が上乗せを行いまして補助する制度を設けております。具体的には、浄化槽の設置費用と下水道の受益者負担金の差額に相当する程度の補助金額といたしまして、5人槽の浄化槽では60万円、7人槽の浄化槽ですと72万円を補助いたしております。

それぞれの家庭が負担する浄化槽の維持管理費と下水道料金との相違につきましては、家族構成や生活スタイルの違いでどちらが得とは一概には言えませんが、議員が懸念されるように、一部の家庭では不公平感を持つ方もあられるかも分かりません。しかし、町といたしましては、移り変わる社会情勢の変化や現実的な将来予測を見据えた上で、町全体として費用対効果を十分検証いたしまして、計画の、事業の必要な見直しを行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○前田弘次郎議員

すみません。町長、答弁よろしいでしょうか。

#### ○田島健一町長

ただいまも課長が答弁したとおりでございます。本町の公共下水道事業につきましては平成20年から着手し、これまでの間にも人口減少や家族構成、また生活スタイルも変容してきております。そういう中で、当初計画には固着せず、柔軟な見直しを行いながら、各地域に最も適したシステムを選択し、過大な投資を避け、効率的な整備を図ることが、長期的には町、また各家庭の負担軽減にもなると思っているところでございます。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

最初のほうの接続率向上のところも、課長さんが言われましたけど、大体52%ということですけど、これはこのままでは、何もしなければ52%から進まないと思うんですね。家庭を訪問するとかなんとかという答弁もいただきましたので、この52%を1%、2%増やしていくというのを課長さんが、ここはしっかり汗をかいていただきたいと思っておりますので、その辺はよろしく願います。

では、小項目の3の下水道などの汚水処理施設の整備事業の目的については、生活環境の改善や公衆衛生の向上を図りながら、河川や水路及び有明海の水質保全を図るためであったはずです。町内の河川や水路の資質の改善の状況についてお伺いいたします。

#### ○土井 一生活環境課長

白石町のほうでは、河川や水路における水質状況を把握するために、毎年気候が安定する秋口、9月から10月ぐらいになりますけれども、町内47箇所ですべて8項目の水質検査を実施いたしております。また、その分析結果や調査地点につきましては、町民の皆様の方にも、啓発の一環といたしまして町のホームページのほうで公表させていただいております。

水質検査につきましては、検査前の気象条件などの影響を非常に受けやすくて、年によっては水質が非常によかったり、若干下がったりすることもありますので、改善状況を把握する上では3年から5年スパンでの平均値を比較してみたところ、十数年前より河川、水路については状況が改善していると言えるところでございます。

しかしながら、住宅密集地の一部地域では、まだ環境基準を少し超える値を示すところも見られますので、町のほうでは生活排水処理基本計画に基づきまして、下水道への接続、また合併浄化槽の設置を粘り強く推進してまいりたいと考えております。

各家庭には、水路の環境保全を図るために、例えば油や調理くずは排水口に流さないとか、洗剤やシャンプーはできるだけ自然由来のものを使って、使い過ぎには注意するなどといった広報活動についても広くお願いをしているところです。また、併せまして、水路や海岸への不法投棄や野焼き禁止の啓発活動にも取り組んでいるところでございます。

今後もより一層の広報、啓発活動を行いまして、水質改善を目指していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○前田弘次郎議員

水が流れて、その水が有明海に流れ込み、有明海でノリ、魚が育って、町内の収入にもつながっていきますので、その辺は十分よろしく願いしておきます。

では、次に大きい項目の2項目めですね。

文化遺産の調査と適切な維持管理についてということで、小項目1、須古城については、その維持管理やPRについては地元の力を借りながら鋭意進められていると思うが、現在の状況についてお伺いします。

#### ○谷崎孝則生涯学習課長

失礼します。

まず、須古城の歴史、経緯なども含めて答弁をさせていただきます。

須古城につきましては、南北朝期の14世紀半ばに、足利尊氏の庶子、庶子と申しますのは、正室の子ではないということですが、足利直冬方の攻撃対象となっ

たことが、貞和6年、1350年5月付の、当時の長崎の有力武将でございます深堀広綱の軍忠状の中に記載されており、これが須古城に関する史料の初見となります。この軍中状と申しますのは、戦の功績などを証明する書類、その中に記載をされていたということでございます。

そして、室町時代の文明年間、15世紀の後半には、現地の領主でございます平井氏の居城となります。天正2年、1574年12月、龍造寺隆信が須古城を攻略し、平井氏が滅亡いたします。その後、天正3年、1575年から同12年、1584年にかけて、隆信が須古城を改修し居城といたしました。この間、家督を息子政家に譲った隆信は、佐賀から移って須古城を本拠とし、九州北半分を占有し、現在の佐賀、長崎両県、福岡県の大半、そして熊本県の北半分、そして大分県の一部、肥前、肥後、豊前、筑後、筑前を網羅する大領国を築きました。須古城は、実質的にその首都となったわけでございます。

この須古城跡の重要性を広く周知するために、現在は佐賀大学教授の宮武正登氏が須古城跡を、実際にそこへ出向いて調べていただいて、全体の平面計画、平面形態、いわゆる縄張図を作成され、改めてその歴史的、文化的価値の重要性を喚起されました。そして、宮武正登氏により、「龍造寺隆信居城・整備した城塞、北部九州の王城須古城」と題した講演会が平成30年に行われました。また、元文化庁文化資源活用課長で、現在は佐賀県副知事の小林万里子氏による「須古城とまちづくり 史跡指定と活用」と題する講演会が令和3年2月に行われました。それぞれ須古歴史観光振興会と白石町、そして白石町教育委員会共催で開催されました。

今後も、白石町といたしましても、須古歴史観光振興会と協力しながら、須古城跡の歴史的、文化的価値を、その重要性を訴えていきたいと思っております。

須古城跡につきましては、冒頭に述べましたように、その歴史的、文化的価値の重要性を鑑み、国史跡指定を目指して、白石町としてまずは詳細な地形測量図作成のための必要最小限度の竹の伐採などを令和2年度から実施いたしております。令和2年度につきましては、中心部の中段北側の石塁周辺約3,000平方メートルの竹の伐採と、北側斜面への移動、その石塁南側の斜面裾約1,000平方メートルの竹の伐採と移動、及び中段南側の中心部への出入口周辺と、同じく南東部の石塁周辺の計約500平方メートルの伐採されている竹の移動を行っておるところでございます。

今年度につきましては、中段南西部の幾つもの平たん面が造成されております約3,600平方メートルの竹の伐採、枝打ち、焼却処分と、令和2年度に伐採した範囲の除草作業を行う予定でございます。また、伐採した範囲で春先に伸びてきた竹の伐採も行っているところでございます。

今後の課題といたしましては、令和4年度に国の補助金を受けて、詳細な地形測量図を作成する予定でございますが、そのために昨年度に伐採した範囲、及び今年度に伐採する範囲の伐採後の現状維持、言い換えれば、先ほど申しましたように、新たに伸びてくる竹の伐採作業が必要となってまいります。これにつきましては、今までも須古歴史観光振興会の皆様が春先に伸びた竹の伐採を行ってこられておりました。白石町といたしましても、同会の御協力を得ながら伐採を行ってまいります。

また、須古歴史観光振興会の方々が、須古城跡の中心部を周回、見学できるように

と、今までに竹を伐採され、その場にまとめておいていただいております。将来的には、その竹の持ち出し、処分が必要となってまいります。今年の4月に、ボランティアの方々と伐採した竹の一部を三近堂コミュニティセンターまで下ろして、機械を使いながら粉砕作業を行っております。一度に下ろして粉砕できる竹の量は僅かではございますが、今後ともできる範囲で粉砕作業を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○前田弘次郎議員

ありがとうございました。この竹の伐採というのは、須古の保存会の方たちが大分前からやられております。私も何回かお手伝いには行っておりますが、その方たちとともに、今後は町としても一緒にしてやっていただきたいと思っております。

それで、今後の課題としては、どのようなことが須古城は考えられるか。観光地としての考え方とか、トイレなどの整備はどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

#### ○吉村大樹商工観光課長

須古城跡の観光地としての考えについてという御質問でございます。

今年4月に、本町の観光振興について御検討いただいております白石町観光推進協議会を開催いたしまして、その中で今後の本町観光の取り組みについて御協議をいただいたところでございます。

その中で、まずは道の駅を拠点とした観光ルートの確立、次に体験型観光の推進、これは農漁業の体験とか食文化の体験ということでございます。また、モニターツアーの実施、これは一般のお客さん、もしくは旅行代理店等に来ていただいて、モニターツアーを開催してはどうかと。そして、民泊事業の推進ということで、この4つを軸に今後進めることで御同意をいただいたところでございます。特にモニターツアーにつきましても、旅行業者を招き、町内の観光施設や農漁業の作業状況などを専門的な観点から見ていただきまして、観光資源としてのアドバイスをもらえないかということの意見が上がったところでございます。

今後は、町内の文化財や須古城跡を含めた遺跡、または景勝地等を個別として扱うのではなくて一体的に取り扱うことで、魅力の向上や関心度を高めることにより、観光対象者の拡大を図っていききたいというふうに考えております。

また、須古城跡の観光者が利用できるトイレの整備ということでございますが、観光地ということで推進する中で、トイレ設置の有無は非常に重要というふうに考えております。しかしながら、須古城跡への立ち寄り者数などが現在不明な点もございません。今後、設置の必要性も含めて、周辺施設のトイレ利用も考えながら、関係課と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

## ○前田弘次郎議員

この白石町観光推進協議会、こちらは1回目に私も参加して、今議会が終わった後にたしか2回目がある予定になっております。なかなか若い人が多くて、若い人たちのPRは、今はやりの、写真を撮ってインスタグラムとかなんとかでやるというような考えを持たれて、私たちみたいな年配のほうになると、リーフレットというか、ああいうのを見て回るのかなと思ったら、若い人たちは写真を撮ってぱっと広げたら、それがすごいPRになりますということだったので、私も少し若い人たちについていくためにも少し勉強していきたいと思いますが、町長、副町長、教育長、これは分かりますか、何だか。指ハートです。これは、若い人にはすごくはやってるんですよ。けども、これはもう古いんです。今は、このハートをつくって、これをここに持ってくるんですよ。これが、今の高校生のはやりなんです。若い人たちは、常に早め早めに行かれております。ですから、どうしても年配の方は頭がちょっと固いというか、若い人についていこうと思って、こういうふうな観光をどしどし進めて、白石町のPRにもなっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いしておきます。

それで、小項目の2の稲佐神社の四の鳥居の現在の状況と、今後の広報や町の取り組みについてお伺いいたします。

## ○谷崎孝則生涯学習課長

稲佐神社の四の鳥居、肥前鳥居は、令和3年5月11日付で佐賀県重要文化財として指定されました。このことに伴い、白石町内の県指定の文化財は11件、そして町指定文化財は15件となります。

今回、稲佐神社の四の鳥居が佐賀県重要文化財に指定された理由といたしまして、次の点が挙げられております。

1点目として、天正13年、1585年の銘を持つ県内最古期の肥前鳥居であること。2点目といたしまして、下半部に重心を持ち、重厚で安定感のある容姿を持ちつつ、笠石やぬきに見られる上部の構造が軽やかできゃしゃな造形や部材の素材、形状等が原初的でございまして、肥前鳥居を考える上で多くの情報を有する遺構でございまして、石造肥前鳥居の洋式や建立に係る発展経過を考えるに当たり、それとなくたくさん教え示すことを伝えていくものであることとございまして、3点目といたしまして、神仏習合の古い歴史を有する稲佐神社の社頭景観を特徴づけるものとして重要であること。このような理由によりまして、稲佐神社の四の鳥居はその重要性、貴重性から、佐賀県重要文化財に指定されました。

今後の広報や町の取り組みにつきましては、まず広報については、佐賀県重要文化財に指定されましたことに伴い、広報白石令和3年5月号のあるある文化財の欄、そして杵藤地区広域市町村圏組合発行の杵藤広域だよりの76号のあのまち・このまちの欄、そして白石町のホームページで、現在稲佐神社の四の鳥居を改めて御紹介させていただいております。また、合併前の平成16年度に、四の鳥居向かって右側に四角形の説明標柱を設置いたしておりますが、県重要文化財に今回指定されましたので、指定名称や説明文を全面的に変更していきたいと考えております。

今後とも町内の文化財案内等の機会を設け、県内最古期の肥前鳥居である稲佐神社の

四の鳥居を広く御紹介していきたいと思っております。

また、佐賀県重要文化財に指定されたことにより、四の鳥居の保全修復等の必要性が生じた場合は、佐賀県の補助を受けることができるようになりました。今後も、引き続き適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○前田弘次郎議員

この稲佐神社の鳥居が肥前鳥居で最古ということで今回取り上げましたけど、実はこの稲佐神社も朝日が、ちょうど神社から見て、今度は9月ですかね、たしか。9月にまた朝日が上がってきて、ちょうどあそこに水路があるんですよ。その水路に光が反射して、長崎県、福岡県ナンバーの方が1週間ぐらい通って、そこで撮影をされております。こういうのも町としてPRをしていただき、こんないいところがあるというのを今後も紹介していただきたいと思えます。

では、次に小項目の3、龍王崎の古今の森の維持管理について、また駐車場からのアクセスについてお伺いいたします。

#### ○谷崎孝則生涯学習課長

龍王崎古今の森公園につきましては、国道207号線沿いの駐車場、トイレ、階段、そして海童神社の鎮座する尾根の西側に点在する佐賀県史跡龍王崎古墳群4基から構成をされております。

龍王崎古墳群につきましては、昭和42年に古墳群中の6基の発掘調査が実施され、5世紀後半から6世紀にかけて築造された直径約14メートルから17メートルの円墳でございまして、内部に横穴式石室があることが判明いたしております。その中でも6号墳は、巨石を用いた石室内に家屋文様の線刻が施されております。この6号墳は、装飾古墳としては佐賀平野の分布範囲での西の端にございまして、また龍王崎古墳群は環有明海を代表する群集墳として学術的に価値が高いとされておりました、昭和52年に佐賀県史跡に指定されております。

また、昭和42年の調査の際に出土した遺物は、金銅製品を多種多様に含む優れた装飾品に特色があり、それに共通して見られる大陸系文化は、5から6世紀頃の杵島地方の古代史を考える上で見逃すことができないものとして、昭和54年に佐賀県重要文化財に指定されております。出土遺物につきましては、現在有明スカイパークふれあい郷自有館ロビーに展示いたしております。

旧有明町時代の平成7、8年度に、龍王崎古墳群1、2、3号墳については墳丘を一部復元いたしまして、6号墳につきましては線刻画保護のために墳丘を全面的に復元いたしまして、石室入り口には見学用のガラス窓とひさしを設置、併せて国道207号線沿いに駐車場、トイレ、階段を設置し、龍王崎古今の森公園として整備をされました。公園の清掃、駐車場出入口の鍵の年間管理と、公園内の植栽管理を業務委託いたしております。また、公園内の風倒木につきましては、伐採を委託しております。

なお、今年度につきましては、出入口の門扉とトイレ浄化槽の放流ポンプの修繕を

予定いたしているところでございます。

また、駐車場からのアクセスについてでございますが、駐車場から龍王崎古墳群に至る階段につきましては、平成29年度に腐食防止、滑り止め防止を考慮いたしまして、木製の階段を擬木製の階段へと改修工事を行っているところでございます。しかしながら、階段沿いの斜面からの土砂流入等が見られますので、随時土砂の除去を行っているところでございます。

今後、適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

### ○前田弘次郎議員

この古今の森の隣に海童神社、ここも大きいクスノキがあるんですけど、これが2本出て、ここで交わるんですね。2本の木が交わったここに丸い形、空洞が見えるんですけど、これを見方によってはハート型に見えやせんかと。これが、パワースポットみたいな感じで、今こちらのほうの海童神社にも結構見えられていますけど、どうしても駐車場から歩いていくところが、先ほどもあったように、泥が入ってきて、せつかく来たのに入りにくいというような感じもあられますので、この辺は維持管理をちゃんとしていただいて。ただ、神社の途中なんですけど、古今の森をつくるときにこの階段をつくられたんですね。それで、これをつくった以上は、町のほうでちゃんと維持管理をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回、須古城、稲佐神社、そして古今の森と、課長さんから大分長い時間答弁をいただきました。これ、何のためにこれだけ長い、わざと私は長くしてくれと言ったんです、詳しくしてくれと。なぜだと思いませんか。60分使うためじゃないんですよ。これは、全部議事録に残るんですよ。ホームページを見て議事録を見たら、内容が詳しく分かるんですよ。私は、これが一つのPRの仕方じゃないかと思うんです。見る人は、こういうのを見て、須古城はこうなんだ、稲佐神社はこうなんだ、海童神社のところはこうなんだと。そして、須古城と海童神社は、大きくつながりがあるんですよ。龍造寺隆信が島原へ出兵するときに、海童神社で祈願していつてるんですね。今、須古の方にお聞きしましたが、間違いのないみたいですので。ですから、こういうつながりもあって、こういうのを観光地として、道の駅しろいしから流れをつくって、こういうのも入れていただきたいと思います。ありがとうございました、課長さん。

では、3項目め、一番肝心なところですね。

通学路の安全性についてお伺いします。

小項目1、小学校、中学校の通学路の安全確保について、道路管理者や警察など、関係機関が連携して体制整備が必要である。通学路の安全点検の実施と改善についてお伺いいたします。

### ○出雲 誠学校教育課長

本町では、平成24年度から通学路安全点検を実施しております。現在、点検は白石町通学路交通安全プログラムに基づき、各学校、総務課、建設課、学校教育課、それから白石警察署、杵藤土木事務所の関係機関が合同で行い、点検結果に基づき安全対



策を実施しているところです。

白石町通学路交通安全プログラムは、平成27年2月に作成しています。このプログラムは、児童・生徒が安全に通学できるよう、関係機関が連携し、安全対策を図ることを目的として、安全対策実施後の効果を把握し、改善、充実を行うことを取り組みの方針として、PDCAサイクルにより行っているところです。昨年の点検は、関係機関の協力の下、6月18、19日の2日間で町内11校、36箇所の点検を実施しました。点検の効果としましては、事故等が発生する前に通学路の危険箇所を把握し、安全対策を行うことで、事故等の未然防止につなげる。また、危険箇所を確認することにより、より安全な通学ルートの検討ができるものと考えております。昨年の点検により、具体的には外側線の引き直し、横断歩道のツートーン化、交差点部分を強調するためブルーラインで囲む、また雑草が繁茂し歩道部分を覆うための対策として、路肩部分のコンクリート打設などを行ったところです。

以上になります。

### ○前田弘次郎議員

この通学路の安全点検ということで、私は大体朝6時前から、自宅から竜王駅までこの通学路を通って往復歩いてきております。どうしても南小学校というのは山にありますので、たまたま先週の木曜日はそこを、ちょうどお墓があったところ辺りですけど、A4の紙を10枚ぐらい束ねたものが落ちていたんですね。それに、子どもの名前が書いてあるんですよ。フェイスブックかなんかで、何でやったかな、お店訪問かなんかを南小学校がやっていたと思うんですね。たしか、ドライブイン館に行かれたのかな。そのときの質問項目がずっと書いてあったんです。ああ、落ちてるなと思って、その後学校のほうに届けたんです。それが木曜日です。そして、同じ場所に、今度は朝歩きよったら、約1メートルぐらいある蛇が、皆さん蛇はつるっとしていると、あとぐりぐりという感じは持たれると思いますけど、1メートルぐらいの蛇が波状にして動かないんですよ。構えているのか分かりませんが、私はこれを見たとき、動かないもんですから、ちょっと待てよ、ここはあと何十分かしたら子どもたちが上がってくるぞと思い、元来私は殺生が嫌いなもんですから、蛇を山のほうにとにかく何とか動かそうと思って動かして、山のほうに逃がしたんですけど、危険性というのはこういうのも危険性じゃないかなと。特に、南小学校辺りではイノシシあたりも出ますので、これも前に私は1回質問したと思います。そういうこともありますので、今課長さんが答えられた、ここにあるとは交通安全とか、そういった危険性ですけど、どうしてもああいう山はいろんなものがあるんですよ。どうしても危ないところはありますので、そういったところも考慮して、下のほうにある学校とちょっと違うところもあります。特に、1月に雪が降ったときに、これは前の建設課長さんをお願いしたんですけど、踏切の高架があります。あの高架は塩カリを振っているんですよ、車が通るところは。ところが、こちらの歩道は塩カリを振ってないんです。そして、次の日はそれがたしか凍って、私は朝歩いていくときに滑りそうになって、まず学校に電話して、これは子どもたちに注意をしてくださいと。危ないですよと。このまま通ったら、転んだりすることがありますからということで、警察にお願いして、

塩カリを歩道にも振ってくれと。実際、この通学道路というのは歩いてみらんと危険性が分からないと思うんです。課長、一緒に歩きましょうか。よろしく願いしておきます。

では、小項目2の町道高町百貫線については、通勤時間帯を中心に自動車の交通量が非常に多い。交通事故の危険性と安全対策についてお伺いいたします。

#### ○出雲 誠学校教育課長

学校教育課では、この路線にかかわらず、各学校に対し児童・生徒への安全指導の徹底をお願いしているところです。学校では、警察と連携して交通安全指導教室を実施しています。また、PTAなどによる月数回の立哨当番での指導も行われています。各学校の学校運営協議会でも、登下校時の防犯面を含めての見守り隊による協力もいただいているところです。

それから、教育委員会では、青色回転灯防犯パトロールも実施しております。今年3月を試行期間とし、4月から本格的に稼働しております。パトロールの箇所については不特定としておりますが、下校時間を中心に学校教育課、生涯学習課の両課で実施をしているところです。

以上になります。

#### ○笠原政浩建設課長

国道207号線の百貫橋から室島南交差点までの4車線化が完了し、町道高町百貫線の交通量も少し減少しております。今月実施いたしました交通量調査では、午前7時から午前9時までの2時間でしたけど、交通量調査を行いました。上り下り合わせて471台となりまして、平成25年5月、これはまだ4車線工事が工事中だったと思えますけど、こちらのほうと比較しますと179台減少いたしております。特に、鹿島方面から佐賀方面の百貫から高町のほうに下るほうは半減し、213台ということになっております。

今回、この調査を行いましたけど、コロナ感染症の影響で、企業などの勤務体系の変化、在宅勤務等も想定されますので一概にはなかなか言えませんが、今後は有明海沿岸道路も福富インターまで開通する予定であり、町内の車の流れも変化するのではないかとこのように考えられます。これらの状況を今後も注視していくこととしております。

また、交通安全対策といたしましては、町道高町百貫線も離合場所の設置、それから注意喚起の路面標示及び室島交差点の待機場所に防護柵の設置など、安全対策も実施しております。危険性は以前よりも改善されたのではないかと考えております。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

この交通量の調査は、ちょうど私も6時前ですか、ここを歩いていますので、役場職員の方がちょうど室島の交差点のところに立ってらっしゃったんですね。あれと思って、名前は言いませんが、福富からなんですね。それで、今日何やったと、前田議

員さんが言うたけんが、交通量を調べんといかんということで、私、本当に感謝、感謝です。朝飯食べてきたなと言うと、はい、食べてきましたと。それで、行くときは1人だったんですけど、今度また帰りに来たら、3人、2人はまだ朝飯は食べとらんということで、9時ぐらいまでたしか調査をしていただいたと思っております。本当にありがとうございました、朝早くから。

それで、この交通量は減少ということですが、私はこの深浦トンネルが完成したときの町道高町百貫線の交通事故の危険性は、低くなると私は考えております。今、課長さんも少し考慮して答弁されていまして、町としての考えを、深浦トンネルができたときには事故が少なくなるというふうに私は考えていますので、その辺はいかがでしょうか。

### ○笠原政浩建設課長

交通事故の危険性についてですが、仮にトンネルが整備なされたというような場合、交通の分散も一つの大きな要素となりまして、減少するのではないかと考えております。しかしながら、深浦坂田間のトンネル工事につきましては延長が約750メートル程度ございまして、多額の事業費がかかるため、取り組みには非常に厳しい状況だと思われまして、このトンネルの件につきましては、前任の課長よりしっかり引継ぎを受けておりまして、これまでの答弁の繰り返しではありましたが、県が管理する国道、県道の整備が進む中、先ほども述べましたが、町内の車の流れにつきましては今後も注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

前任の課長さんから、しっかり深浦トンネルについてはあれですね、いろいろ考えはあると思いますが。

私も議員になって、今は執行部の方と面と向かって質問とかをしておりますが、実は令和2年度までは全て私より年上の方だったんですね。町長と副町長と教育長は違いますが、ほかの方は、今全部私より年下になったので、質問も大分楽になりました。今後も、私もしっかり勉強して一般質問を続けていきたいと思っておりますので、これで私の一般質問を終わります。

### ○片渕栄二郎議長

これで前田議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日は休会です。

本日はこれにて散会します。

15時23分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年6月15日

白石町議会議長 片 渕 栄 二 郎

署 名 議 員 吉 岡 英 允

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 久 原 雅 紀